

職員の給与に関する報告及び勧告

平成 29 年 9 月

神戸市人事委員会

人委調第298号
平成29年9月12日



神戸市会議長 北川 道夫 様

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市人事委員会

委員長 川野 理

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

職員の給与に関する報告及び勧告

別紙第1 報 告

	頁
1 報告の概要	1
2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較	2
3 人事院報告・勧告の概要	11
4 結び	14

別紙第2 勧 告.....	22
---------------	----

参 考 資 料

参考資料目次	25
第1部 市職員給与等の実態	26
第2部 民間給与等の実態	53
第3部 労働経済指標	68
<参考>給与報告・勧告の手順	70

報 告

1 報告の概要

給与報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、本市職員の給与を社会一般の情勢に適応させる機能を有している。この制度は、人材の確保や労使関係の安定、そして円滑な行政運営維持の基盤となっている。

近年の勧告では、平成26年度以降、景気回復の影響が市内の民間企業にも及び、多くの企業において賃金引上げの動きがみられたことから、同年度以降、月例給、特別給とも3年連続の引上げとなった。

本年度の民間給与実態調査は、例年と同様の方法により、民間の本年4月分の給与及び昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給を詳細に調査した。

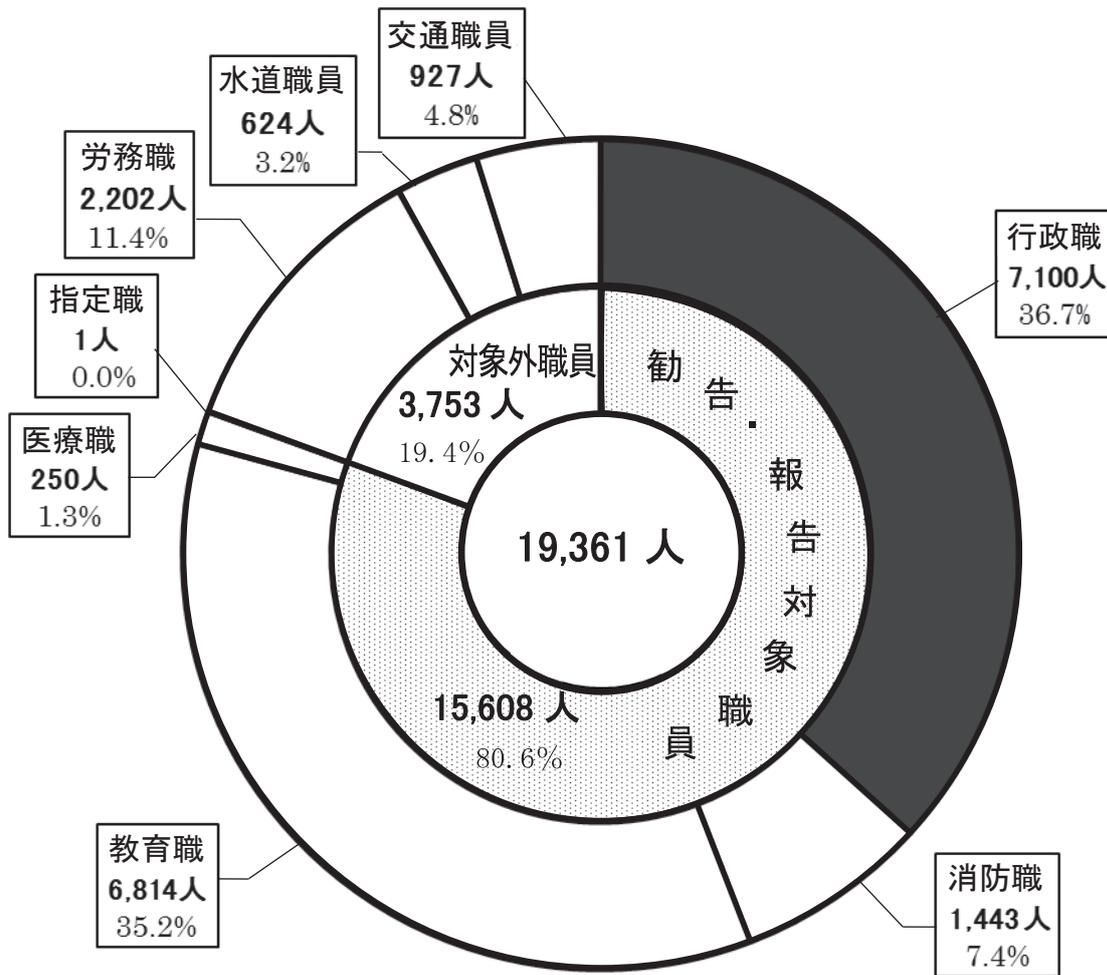
この結果をもとに、本市職員の給与と民間企業の給与を比較したところ、月例給については、職員の給与が民間の給与を237円(0.06%)下回っており、その較差解消のため、引上げを勧告することとした。また特別給についても、本市職員の特別給の年間支給月数が民間事業所の支給月数を下回っているため、0.1月分の引上げを勧告することとした。

2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較

(1) 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月現在における本市職員の給与等について把握するため、職員給与実態調査を実施した。勧告対象職員は、一般職の職員のうち行政職、消防職、教育職、医療職、指定職（計15,608人）である。

図1 給料表別職員数



(参考資料 p. 26, p. 27 参照)

勧告対象職員について

労務職員、水道職員及び交通職員については、団体協約締結権を有しているため、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっている。

なお、市立小中学校に勤務する教諭等については、これまでは給与その他の勤務条件について兵庫県の条例が適用され、兵庫県人事委員会の勧告の対象となっていたが、本年度より本市の条例が適用されるようになり、本委員会の勧告の対象となっている。

また、行政職職員から平成29年4月の新規採用者等を除いた較差比較対象職員は、6,797人で、給与の状況は第1表に示すとおりである。なお、行政職職員は、7,100人で平均年齢は41.0歳である。

第1表 職員の給与等の状況（較差比較対象職員）

項 目		平成29年度	(参考)平成28年度
平均 給 与 月 額	給 料	327,449円	329,839円
	扶 養 手 当	8,726円	9,152円
	地 域 手 当	41,605円	41,941円
	管 理 職 手 当	10,021円	10,521円
	住 居 手 当 等	6,203円	6,804円
	合 計	394,004円	398,257円

- (注) 1 給料については、平成19年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額及び平成27年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。
2 住居手当等とは、住居手当と単身赴任手当の合計額である。

(参考：行政職職員の状況)

項 目		平成29年度	(参考)平成28年度
職 員 数		7,100人	6,900人
平 均 年 齢		41.0歳	41.0歳
平均勤続年数		17.7年	17.9年
平均扶養親族数		0.81人	0.84人
男女別構成比		男性57.9% 女性42.1%	男性60.1% 女性39.9%
学 歴 別 構 成	大 学 卒	70.0%	68.1%
	短 大 卒	9.5%	10.0%
	高 校 卒	20.1%	21.5%
	中 学 卒	0.4%	0.4%

(2) 民間事業所の給与の状況

本委員会は、本市職員と神戸市内の民間企業の従業員の給与水準を比較するため、人事院等と共同で「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査は、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上である民間の事業所を調査対象事業所として、全国統一の内容、方法で行ったものである。(参考資料 p.53 参照)

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、第2表に示すとおり、市内においては昨年度に比べて増加している。一方、全国においては昨年度に比べて減少している。また、初任給改定の状況については、市内、全国ともに初任給を据え置いた事業所の割合が最も大きくなっている。

第2表 民間における採用・初任給改定の状況 (単位：%)

		神戸市				
		採用あり	初任給改定の状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	平成29年度	42.2	40.1	59.9	0.0	57.8
	平成28年度	35.4	52.7	46.2	1.1	64.6
高校卒	平成29年度	19.7	29.5	70.5	0.0	80.3
	平成28年度	13.2	55.9	44.1	0.0	86.8

(参考) 全国の状況 (単位：%)

		全国				
		採用あり	初任給改定の状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	平成29年度	48.2	32.0	67.8	0.2	51.8
	平成28年度	49.7	31.0	68.6	0.4	50.3
高校卒	平成29年度	27.1	36.9	62.7	0.4	72.9
	平成28年度	27.5	31.7	67.9	0.4	72.5

(注) 増額、据置き、減額は、採用ありと答えた事業所を100としたときの割合である。

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所は、第3表に示すとおり、昨年度に比べて市内においては減少している。一方、全国においては昨年度に比べて増加している。また、ベースアップを中止した事業所は、昨年度に比べて市内、全国ともに減少している。

第3表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位：%)

		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	平成29年度	29.2	13.1	0.0	57.7
	平成28年度	32.8	17.1	0.9	49.2
課長級	平成29年度	24.2	13.3	0.0	62.5
	平成28年度	27.6	19.1	1.0	52.3

(参考) 全国の状況

(単位：%)

係員	平成29年度	27.4	8.4	0.1	64.1
	平成28年度	26.6	9.0	0.2	64.2
課長級	平成29年度	23.0	8.9	0.1	68.0
	平成28年度	22.2	9.6	0.1	68.1

次に、定期昇給を実施した事業所は、第4表に示すとおり、昨年度に比べて市内、全国ともに増加している。また、定期昇給を停止した事業所は、昨年度に比べて市内、全国ともに減少している。

第4表 民間における定期昇給の状況

(単位：%)

		定昇制度あり					定昇 停止	定昇 制度 なし
		定昇 実施	定昇			定昇 停止		
			増額	減額	変化なし			
係員	平成29年度	89.9	89.9	23.7	4.3	61.9	0.0	10.1
	平成28年度	90.6	87.4	15.5	5.7	66.2	3.1	9.4
課長級	平成29年度	79.0	79.0	16.9	4.4	57.7	0.0	21.0
	平成28年度	81.3	78.1	12.1	3.1	62.9	3.2	18.7

(参考) 全国の状況

(単位：%)

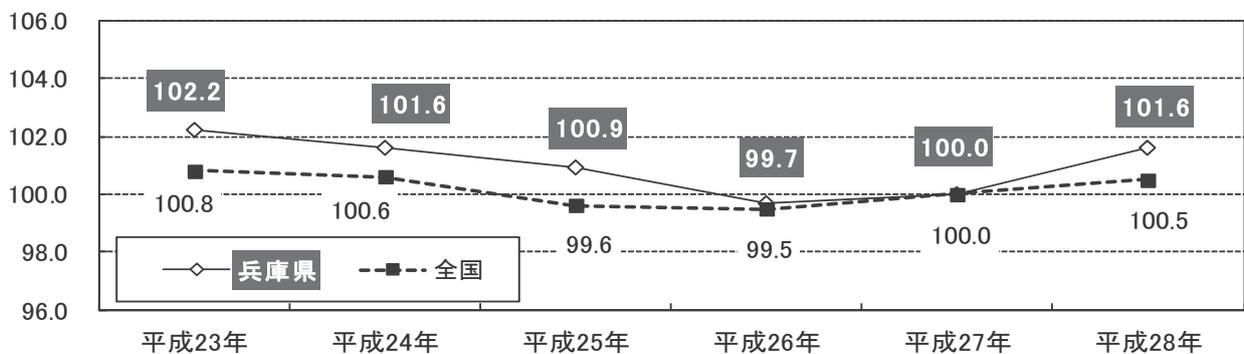
係員	平成29年度	88.5	87.1	27.2	5.2	54.7	1.4	11.5
	平成28年度	87.0	84.8	24.2	7.7	52.9	2.2	13.0
課長級	平成29年度	82.1	80.7	24.5	4.9	51.3	1.4	17.9
	平成28年度	80.7	78.4	22.0	7.5	48.9	2.3	19.3

(3) 賃金・雇用情勢等

ア 民間賃金指標の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省・兵庫県)によると、図2に示すとおり、所定内給与の指数(平成27暦年平均=100)は、平成28年平均は全国で100.5と昨年より0.5ポイント上昇している。また、兵庫県も101.6と昨年より1.6ポイント上昇している。参考までに、直近の平成29年4月においては、兵庫県は103.5で、前年同月(102.1)より1.4ポイント上昇しており、全国は102.1で、前年同月(99.4)より2.7ポイント上昇している。

図2 賃金水準の動向(暦年平均)

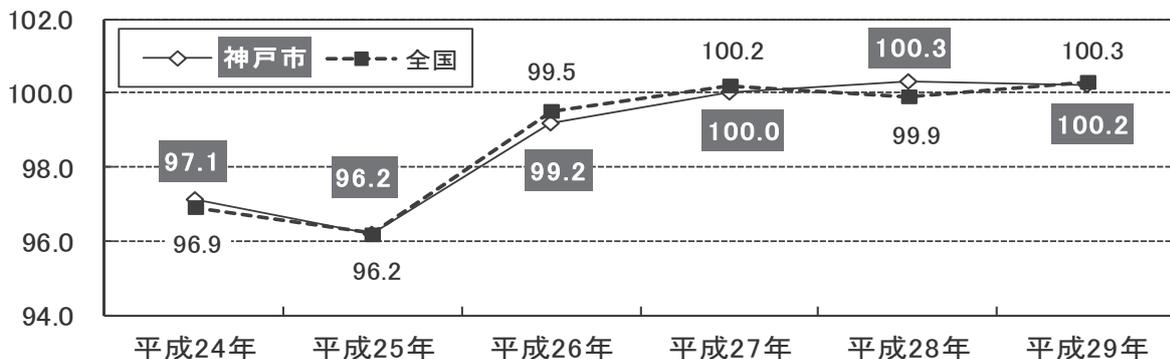


(注) 全国、兵庫県ともに、平成27暦年平均を100とした指数。企業規模30人以上の事業所における常用労働者の所定内給与である。

イ 物価及び生計費の動向

平成29年4月の神戸市の消費者物価指数(総務省・兵庫県)は、図3に示すとおり100.2となり、全国とほぼ同じ水準となっている。

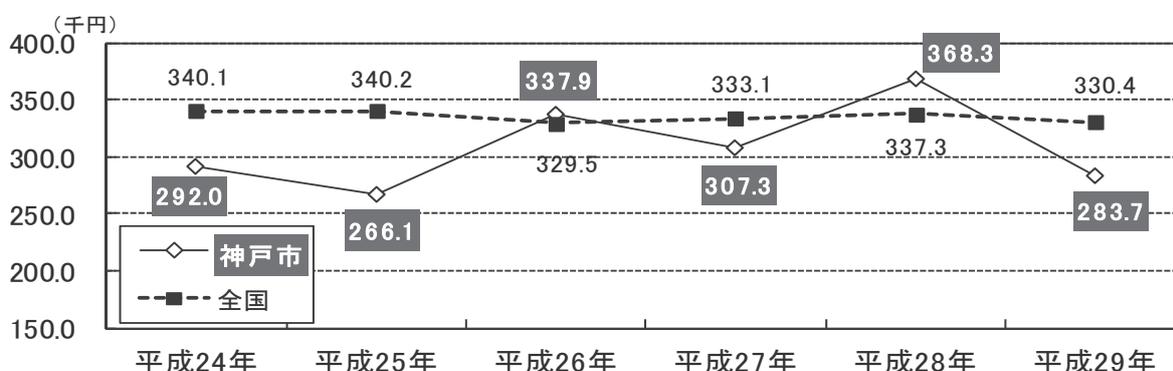
図3 消費者物価指数の推移(各年4月)



(注) 全国、神戸市とも、平成27暦年平均を100とした指数である。

また、「家計調査」（総務省）によると、図4に示すとおり、平成29年4月の勤労者世帯の消費支出は、神戸市は283,694円、全国は330,354円となっている。

図4 消費支出の推移(各年4月)

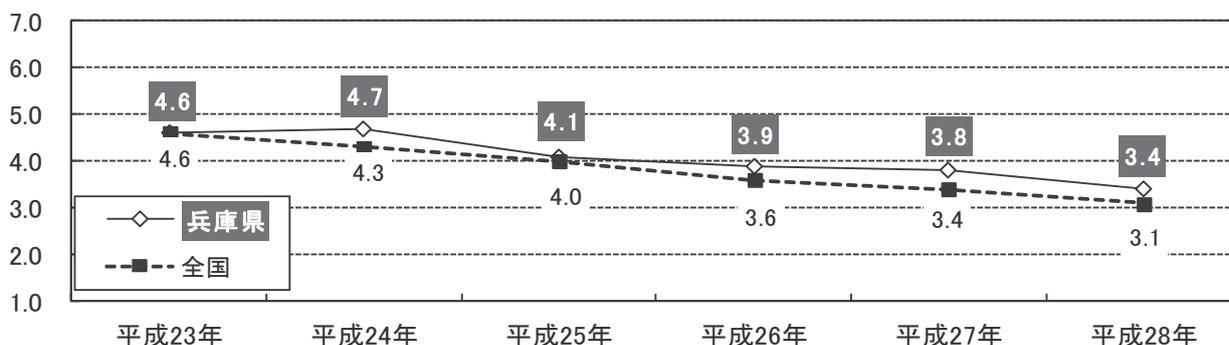


- (注) 1 全国は二人以上の世帯のうち勤労者世帯（農林漁家世帯を除く）の、神戸市は二人以上の世帯のうち勤労者世帯（農林漁家世帯を含む）の消費支出である。
- 2 消費支出とは、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額で、支出の目的により、食料、住居（ローンは除く）、光熱水、家具・家事用品、被服、保険医療、交通・通信、教育等に大別される。

ウ 雇用情勢等

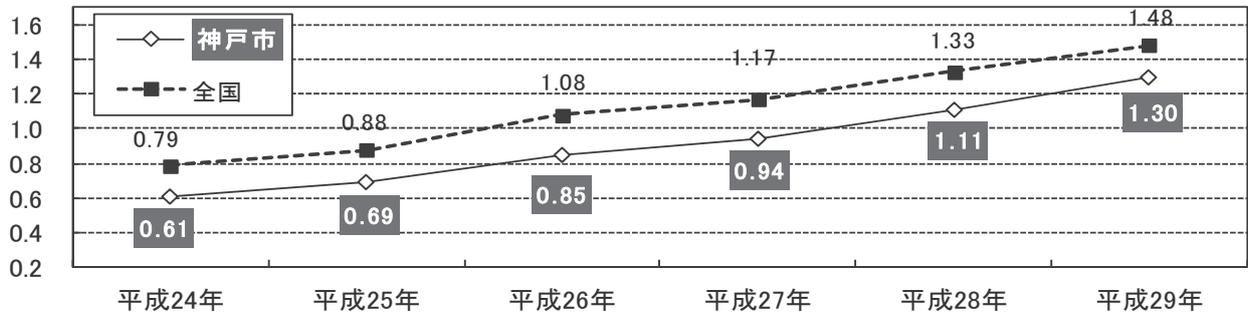
「労働力調査」（総務省）によると、図5に示すとおり、完全失業率は年々改善が見られ、平成28年は、兵庫県は3.4%、全国は3.1%となっている。参考までに、直近の平成29年4月から6月の平均値は、兵庫県は3.0%（平成28年同期は3.7%）、全国においても3.0%（平成28年同期は3.3%）となっている。

図5 完全失業率の推移（暦年平均）



また、「職業安定業務統計(一般職業紹介状況)」(厚生労働省)によると、図6に示すとおり、雇用情勢の先行指標である有効求人倍率は、昨年4月と比較すると、神戸市は1.30倍と改善の傾向が続いているものの、数値自体は全国よりも低い水準にとどまっている。

図6 有効求人倍率の推移(各年4月)



(注) 有効求人倍率とは、公共職業安定所で扱う求職者及び求人数のデータから、1人の求職者に対して、どれだけの求人があるかを示す指標である。(有効求人数/有効求職者数) 全国は季節調整値、神戸市は原数値である。

(4) 民間給与との比較結果

ア 月例給

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士で比較した結果は第5表に示すとおりであり、本市職員の給与は、民間企業の従業員の給与を一人当たり237円(0.06%)下回っている。

第5表 比較の結果

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) ((C)/(B)*100)
394,241円	394,004円	237円(0.06%)

(注) 給与は、給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当等で比較

イ 特別給(期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第6表に示すとおり、平均給与月額4.42月分(昨年は4.32月分)に相当しており、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(4.30月)は、民間事業所の支給月数を0.12月分下回っている。

第6表 特別給の支給割合の比較

期間	民間	職員	民間－職員
下半期	2.16月分	2.225月	△0.065月
上半期	2.26月分	2.075月	0.185月
年間	4.42月分	4.30月	0.12月

(注) 下半期は平成28年8月から29年1月まで、上半期は29年2月から7月までの期間をいう。

(参考) 本市の較差及び特別給の支給月数の推移

年度	月例給		特別給 (月)
	額 (円)	率 (%)	
2 1	△205	△0.05	4.15
2 2	△203	△0.05	3.95
2 3	(△56)	(△0.01)	↓
2 4	△945	△0.22	↓
2 5	(△89)	(△0.02)	↓
2 6	1,014	0.25	4.10
2 7	907	0.22	4.20
2 8	721	0.18	4.30
2 9	237	0.06	4.40

(注) 平成 23, 25 年度は給与改定の勧告を見送った。

3 人事院報告・勧告の概要（平成29年8月8日）

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率87.8%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 631円 0.15%〔行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳〕

〔俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円〕

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.42月（公務の支給月数 4.30月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.85月 (支給済み)	0.95月 (現行0.85月)
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

[実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
 - * 55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上)の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

2 その他

(1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

(3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応じていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

(3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

(2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

4 結 び

本市職員の給与をめぐる諸状況は以上述べたとおりである。

本市職員の月例給と市内民間企業の従業員の月例給を比較すると、本市職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を 237 円 (0.06%) 下回っている状況である。

特別給(期末・勤勉手当)については、本市職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.30月)が市内民間事業所の支給月数(4.42月)を0.12月分下回っている状況である。

したがって、本委員会としては、本年度の給与改定の取扱いについて、次の(1)のとおりとすること、その他の事項について、次の(2)のとおりとすることが適切であると判断した。

更に、本委員会としては、本市職員にかかる諸課題について、次の(3)のとおり取り組んでいくことが必要であると考ええる。

(1) 本年度の給与改定の取扱いについて

ア 給料表

行政職給料表については、国の行政職俸給表(一)及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、本市職員の実態に適合した改定を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本とし、それぞれに対応する国の俸給表の改定に関する考え方を考慮のうえ、改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告を考慮のうえ、改定する必要がある。

ウ 特別給（期末・勤勉手当）

支給月数については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、0.1月分引き上げる必要がある。

また、本年度12月期及び来年度以降の各期における期末手当と勤勉手当の支給割合については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、見直す必要がある。

支給月数（一般の職員の場合）

	6月期	12月期	計
本年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月
勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）	1.80月
計	2.075月	2.325月	4.40月
30年度 期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.90月	0.90月	1.80月
計	2.125月	2.275月	4.40月

エ 改定の実施時期等

ア及びイについては、平成29年4月1日から、ウについては、この改定を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

（2） その他の事項について

扶養手当

国家公務員の扶養手当については、本年4月より段階的に、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、また子に係る手当額を増額するという見直しを行っている。本市においても、本年4月より配偶者に係る手当額を減額、子に係る手当額を増額する見直しを行った。今後の扶養手当の在り方については、引き続き市内民間事業所の支給状況、国や他の自治体の動向に留意していく必要がある。

（3） 本市職員にかかる諸課題について

ア 人材の確保・育成

阪神・淡路大震災後の行財政改革により、教職員を除く職員総定数は震

災当時に比べて約3分の2となっており、また、職員数削減の過程で新規採用を抑制した結果、45歳以上のベテラン職員が約半数を占める一方、30歳代の職員の割合が非常に少ない年齢構成となっている。このような現状において、多様化・複雑化する行政課題に対応するためには、効率的・効果的な業務の遂行とともに将来の市政を担う多様な人材を確保し、長期的に育成することが重要である。

(7) 職員採用

採用においては、昨年度より社会人採用試験の受験資格における年齢要件を引き上げるとともに、本年度からは大学卒採用試験の一般行政及び消防の法律科目における出題分野を追加する等、市政に活かせる幅広い経験や知識を有する人材の確保を目指している。

また、市内外で開催する就職説明会において、若手職員が本市で働くことの魅力ややりがいを直接伝える場を設けたり、技術職員が各出身大学の研究室等へ赴き広報活動を行う等、様々な方法で受験生の確保を図っている。更に、SNSを利用した親しみやすくタイムリーな情報発信や、早い段階から将来の本市採用試験の受験について考える機会を提供する試み等も行っている。民間企業における活発な採用活動が続いている中で、本市が求める人材の確保は容易ではないが、採用試験の方法や効果的な広報等について、引き続き研究を進めていく。

(4) 職員研修

研修は、職員の能力向上・能力開発、意欲・意識の醸成に大きな役割を果たしている。本市では「神戸市人材育成基本計画」に基づき、階層別・テーマ別研修や、OJT等の職場における研修、職員の自己啓発支援等様々な研修を実施しているが、特に、OJTを中心とした人材育成の更なる推進に向け、職務内容に応じた人材育成をサポートし、組織における人材育成力の底上げを図っているところである。今後も、研修内容の充実に取り組み、職員の意欲向上に繋げていく事で、更なる人材育成力の強化を図る必要がある。

(ウ) 係長昇任選考

職員が意欲を持って、常にその能力を向上させていくことは、市役所が組織として十分に機能を発揮し続ける上で非常に重要であるが、組織をマネジメントする管理職へのステップとなる係長昇任選考については、昇任意欲の高い新規有資格者の増加に伴い全体の受験率は増加傾向にあるものの、女性職員や中堅職員の有資格者の中には受験しない者も多く、優秀な人材の昇任意欲を十分に高められていないといった実態がある。

特に近年、大学卒・一般行政の試験区分で採用された者の過半数を女性が占めるようになってきている中で、女性職員の受験率が低いまま推移すれば、組織が今後その機能を十分に発揮できなくなることも懸念される。「神戸市女性職員の活躍推進計画」では、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合について数値目標を定め、目標を達成するための様々な取組を進めているところであるが、女性職員が早い時期から自分のキャリアについて考える機会を提供するとともに、女性職員の年齢や職階を超えたネットワークづくりを促進することにより、将来の更なる活躍への意欲を高められるような取組を進めていく必要がある。

本委員会としても、早期受験制度、試験によらない選考の実施及び受験延期制度の拡充といった制度の再構築や、所属長を通じての受験勧奨等、受験者の掘り起こしに取り組んでいる。今後も引き続き係長昇任選考制度について研究・検討を行うとともに、係長職のやりがいや魅力を発信し、職員の昇任意欲の醸成に努めていく。

また、係長級職員が高い意欲を持って職務に取り組めるよう、給与面の魅力向上についても取り組んできたところであるが、引き続きその職務・職責にふさわしい在り方について検討していく必要がある。

イ 職員の勤務環境の整備

(ア) 神戸市における働き方改革

今、我が国全体で、官民をあげて「働き方改革」を推進しようとしている。本市においても、ワーク・ライフ・バランスを実現することで、職員

のモチベーションや資質の更なる向上を図るとともに、多様化・複雑化する行政課題に対応するために、これまでの働き方を見直し、より効率的・効果的に業務を遂行していく必要がある。

本市においては、本年「働き方改革推進チーム」を設置し、市役所全体がチームとして、明るく、風通しの良い、働きがいのある職場になり、そして、市民のためにより高いパフォーマンスを発揮する市役所となるために、①管理職の研修・評価等による「働き方改革の意識醸成」、②テレワークの推進等による「多様な働き方の推進」、③Web 会議の導入やペーパーレス化の加速等による「業務の省力化・生産性向上」、④発生原因の分析と具体的な対策による「時間外勤務の縮減」の4項目を柱として、働き方改革を進めることとしているが、この取組を全庁的に推進していく必要がある。

特に、職員の時間外勤務時間数はやや増加傾向にあり、一月当たりの時間外勤務が100時間を超える職員も散見される。常態的に時間外勤務を行うことは、肉体的・精神的な負担を増大させるとともに、組織の活力を著しく損なうことにつながるということを十分認識し、働き方改革の推進を通じて、時間外勤務の削減に引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。管理監督者においては、「時間外勤務の縮減に関する指針」も踏まえ、リーダーシップを発揮して、業務の計画的な執行や事務の簡素効率化、適正な事務配分等をより一層推進し、特定の職員に過度の負担がかからないように支援し、職員全体の意識醸成につながる努力を行う必要がある。

(イ) 職員の健康確保・安全衛生

心身両面の健康の確保は、職員やその周囲の人のためであることはもちろん、公務の効率的な運営や質の高い市民サービスを提供する観点からも重要である。

長時間勤務者への健康対策については、時間外勤務が一定期間以上続いている職員へのフォロー等の健康管理に努めているほか、当年度で初めて60時間以上の時間外勤務を行った職員に対して、健康への注意喚起を行っ

ているところである。また、メンタルヘルスチェックの実施を通じて、セルフケアへの活用、産業医・保健師・心理職等専門家による高ストレス者等への支援を行っているが、メンタルヘルスチェックの結果を職場ごとに分析することにより、過度のストレスの原因となりうる職場環境の課題を明らかにするとともに、専門家の支援を得て、各任命権者における職場環境改善の取組を推進することで、働きやすい職場づくりを実現することが期待される。

職場環境の安全確保については、本委員会としても労働基準監督機関として、事業所に対する調査や指導、安全意識の啓発活動等に取り組んでいるところであるが、各職場においても、安全教育の実施や職員相互の声かけ、話し合いを奨励する等、日常の継続した取組を励行するとともに、安全衛生委員会の管理体制を充実させる等、職員が安全に働ける環境づくりを進める必要がある。

(ウ) 教職員の多忙化対策

「神戸市教育大綱」では、「教員が子どもと向き合う時間を確保し、学校経営などを円滑に進めるために、教員が自分でコントロールできる時間を確保できるようにすることが大切であり、更に幅広い人間性を身に付けるためにも、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要であり、教員の多忙化対策に取り組む」としており、教育委員会においては、本年度より弾力的な教職員の配置、マネジメント機能の強化、ICT や外部人材の活用等をはじめとした各種対策を始めているところである。本委員会としても、神戸市教育大綱の趣旨に則り、教育現場の環境が改善され、教職員がその力を十分発揮できるよう期待するところである。

(エ) 各種ハラスメントに対する取組

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメントは、相手の人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるだけでなく、職場全体の活力と機能を低下させ、円滑な公務の運営を妨

げかねない問題である。本委員会で実施している苦情相談においても、これらハラスメントに関する相談を受けることがある。

職員同士が活発なコミュニケーションを通じて相互理解と相互尊重を育むことはもちろん、任命権者においては、各種ハラスメントの防止・対策に向けた具体的な取組を推進していく必要がある。

ウ 高齢期雇用

人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告において、高齢層職員が長期にわたって培ってきた能力及び経験を有効に活用しながら、士気を維持し、持てる力を最大限発揮して生き生きと活躍できるような環境の整備は、質の高い行政サービスを維持していく上で喫緊の課題となっていると述べている。

本市においても、意欲と能力のある定年退職者等を再任用することで、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、また、再任用職員の知識や経験の一層の活用を図り、市民サービスの向上に寄与することができるような運用を図る必要がある。今後どのように再任用制度を運用していくかについては、給与の在り方も含めて国や他の自治体の動向に十分留意していく必要がある。

エ 職員の服務規律

職員の綱紀肅正及び服務規律の徹底については、これまでも重ねて言及し、任命権者からも、機会あるごとに綱紀肅正通知が出されてきたところであるが、依然として市民の信頼を損ねるような不祥事が発生している。任命権者においては、不祥事の未然防止に向けて、今後ともあらゆる機会を通じて、コンプライアンスの推進に取り組む必要がある。

また、職員においては、コンプライアンス共有理念のもと、改めて法令順守、公正・公平な職務執行を確保するとともに、職務外においても、市民の信託に応えるべき公務員としての責任を自覚し、高い倫理観と使命感を持って行動し、市民からの信頼に応えるよう精励されることを要望する。

(4) おわりに

地方公務員法に基づく給与報告・勧告制度は、長年の経緯を経て、公務員の労働基本権制約の代償措置として定着し、情勢適応の原則に基づき職員の給与を民間の給与に準拠させ、適正な水準を保つと同時に、労使関係の安定、行政運営の円滑化等にも寄与している。

職員においては、行政への需要が複雑・多様化する中で、日々職務に精励し、市民福祉の向上に懸命に努力されてきた。本委員会としては、このような職員の努力に深く敬意を表すものである。

市会及び市長におかれては、職員の給与に関する報告・勧告制度についてご理解いただき、この報告・勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、職員の給与について、民間との給与較差（237円，0.06%）を基本として、次の措置を執られるよう勧告する。

1 改定の内容

（1）給料表

神戸市職員の給与に関する条例に規定する給料表については、国の俸給表及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、本市職員の実態に適合した必要な改定を行うこと。

（2）初任給調整手当

人事院勧告を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

（3）期末・勤勉手当

支給月数及び支給割合について、民間における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

2 改定の実施時期

1の（1）及び（2）の改定は、平成29年4月1日から、1の（3）の改定は、条例の公布の日から実施すること。

参 考 资 料

参考資料目次

第1部 市職員給与等の実態

	頁
平成29年度市職員の給与等の実態調査の概要	26
第1表 職員構成総括	28
第2表 給料表別, 級別, 号給別人員	32
第3表 給料表別, 級別, 年齢別職員数・平均給料月額	46
第4表 ラスパイレス指数	50
第5表 扶養手当の支給状況	50
第6表 管理職手当の支給状況	51
第7表 住居手当の支給状況	51
第8表 再任用職員の給料表別, 級別人員	52

第2部 民間給与等の実態

平成29年職種別民間給与実態調査の概要	53
第9表 産業分類別, 企業規模別調査事業所数	55
第10表 対応級表	55
第11表 企業規模別, 職種別, 学歴別給与月額等	56
第12表 民間における学歴別, 企業規模別初任給	65
第13表 民間における初任給の改定状況	65
第14表 民間における昇給制度の状況	66
第15表 民間におけるベース改定の実施状況	66
第16表 民間における扶養(家族)手当の支給状況	67
第17表 民間における住居(住宅)手当の支給状況	67
第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	67

第3部 労働経済指標

第19表 労働経済指標	68
<参考> 給与報告・勧告の手順	70

第1部 市職員給与等の実態

平成29年度市職員の給与等の実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、平成29年4月1日現在における職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員から次に掲げる職員を除いた職員を対象とした。

- (1) 公益的法人への派遣者の一部及び株式会社への退職派遣者
- (2) 海外派遣中の職員
- (3) 育児短時間中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) 専従退職者
- (6) 再任用職員
- (7) 任期付職員
- (8) 臨時的任用職員
- (9) 労務職員
- (10) 企業職員（水道職員，交通職員）
- (11) 休職中の職員
- (12) 自己啓発等休業中の職員
- (13) 配偶者同行休業中の職員

なお、これまで兵庫県の条例が適用されていた市立小中学校の教諭等について、本年度より本市の条例が適用されるようになったため、調査対象職員に含めている。

3 集計

集計は、上記対象職員の全員について行った。

4 職員の分類

給料表	適用職員
1 行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
2 消防職給料表	消防吏員
3 教育職給料表（1）	公立大学法人以外の大学に勤務する教授， 准教授，講師，助教及び助手
4 教育職給料表（2）	高等学校等に勤務する校長，教頭，教諭， 養護教諭，助教諭，実習助手等
5 教育職給料表（3）	幼稚園に勤務する園長，教諭，養護教諭等
6 教育職給料表（4）	高等専門学校に勤務する校長，教授， 准教授，講師，助教及び助手
7 教育職給料表（5）	小学校，中学校，義務教育学校又は特別支 援学校に勤務する校長，教頭，主幹教諭， 教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，講師， 養護助教諭及び栄養助教諭等
8 医療職給料表（1）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所 等に勤務する医師及び歯科医師
9 医療職給料表（2）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所 等に勤務する薬剤師，栄養士，保健師，看 護師等
10 指定職給料表	公立大学法人以外の大学に勤務する学長

第1表 職員構成総括

区分 給料表	職員数(人)			平均給与月額(円)			
	計	男	女	計	給料	扶養手当	地域手当
行政職	7,100	4,114	2,986	388,032	322,615	8,461	41,045
消防職	1,443	1,397	46	385,974	318,735	15,565	40,699
教育職(1)	57	10	47	453,515	398,991	2,026	48,122
教育職(2)	457	339	118	483,575	408,743	12,990	51,092
教育職(3)	139	6	133	414,060	348,510	3,396	43,720
教育職(4)	91	84	7	521,097	438,697	16,495	54,982
教育職(5)	6,070	2,882	3,188	424,748	360,953	7,368	45,488
医療職(1)	17	9	8	674,668	490,294	7,176	92,056
医療職(2)	233	17	216	388,455	332,719	4,101	41,054
指定職	1	0	1	1,011,339	902,982	0	108,357
合計	15,608	8,858	6,750	406,524	341,245	8,737	43,226

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額、平成19年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額及び平成27年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

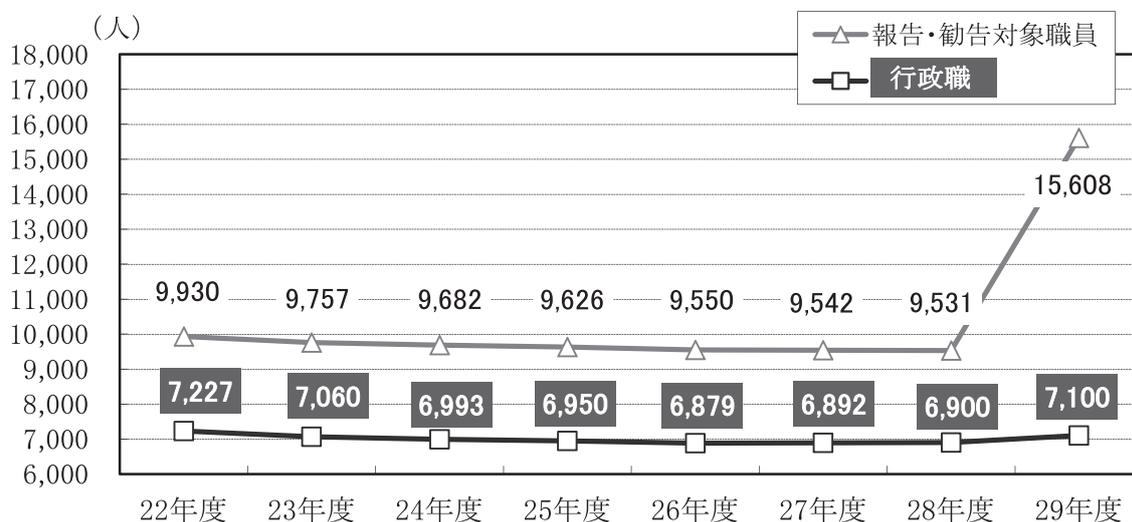
2 「合計」は支給総額を対象人員で除したものであり、各種目の合計と一致しないことがある。

		平均扶養 親族数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	学 歴 別 職 員 数 (人)			
管理職手当	住居手当等				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
9,788	6,124	0.81	41.0	17.7	4,975	672	1,424	29
4,549	6,426	1.54	40.6	19.0	537	127	779	
0	4,375	0.21	46.4	7.0	57			
4,034	6,716	1.21	47.5	20.2	440	12	5	
12,432	6,003	0.32	40.2	13.3	99	40		
2,989	7,934	1.57	46.2	13.9	91			
5,753	5,187	0.71	41.3	15.6	5,921	149		
77,882	7,259	0.71	51.5	9.0	17			
5,296	5,285	0.42	43.1	19.0	187	45	1	
0	0	0.00	63.0	4.0	1			
7,520	5,796	0.84	41.4	17.0	12,325	1,045	2,209	29

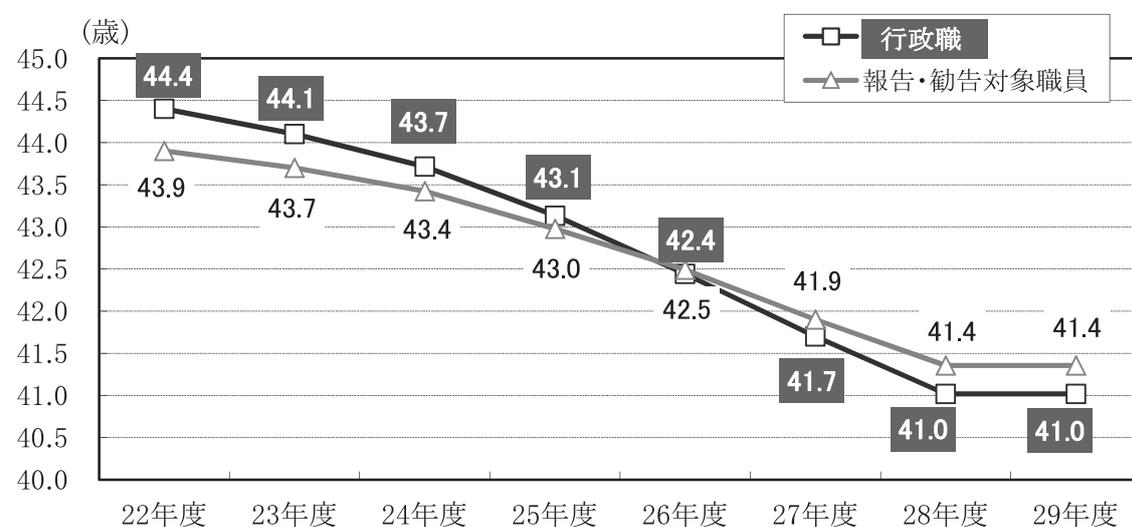
〈参考〉報告・勧告対象職員数の推移

年	報告・勧告対象職員					合計
	行政職	消防職	教育職	医療職	指定職	
22年度	7,227	1,415	978	309	1	9,930
23年度	7,060	1,438	957	301	1	9,757
24年度	6,993	1,440	944	304	1	9,682
25年度	6,950	1,455	923	297	1	9,626
26年度	6,879	1,460	920	290	1	9,550
27年度	6,892	1,461	905	283	1	9,542
28年度	6,900	1,454	897	279	1	9,531
29年度	7,100	1,443	6,814	250	1	15,608

(注) 平成29年度より行政職には学校事務職員が、教育職には市立小中学校の教諭等が含まれている。



〈参考〉平均年齢の推移



〈参考〉採用・退職者数の推移

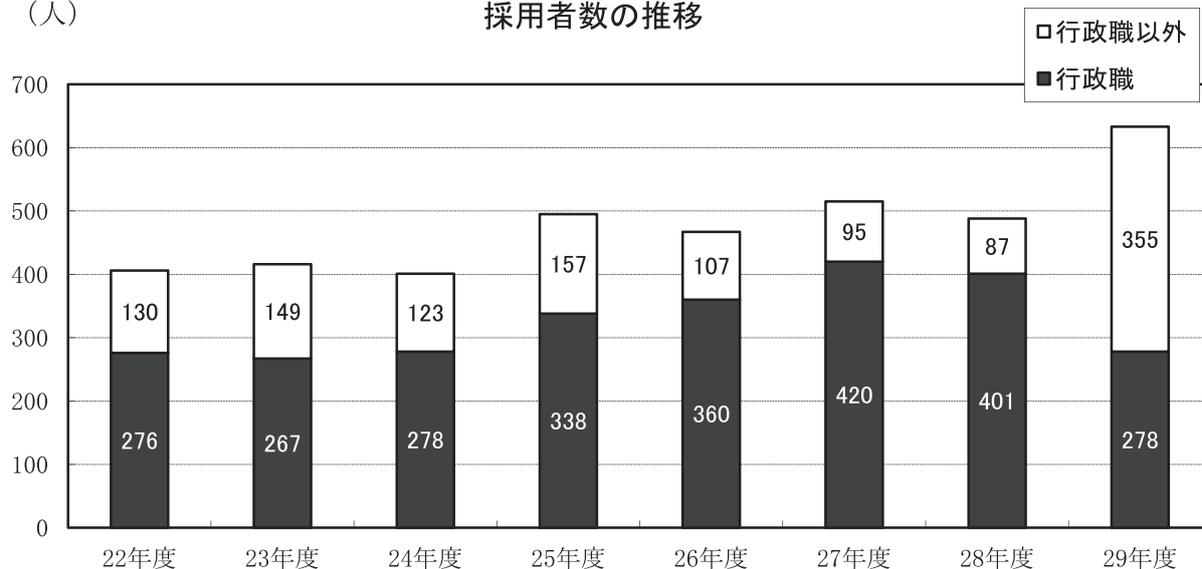
	行政職			報告・勧告対象職員		
	採用	退職	採用-退職	採用	退職	採用-退職
22年度	276	393	▲ 117	406	642	▲ 236
23年度	267	373	▲ 106	416	629	▲ 213
24年度	278	389	▲ 111	401	595	▲ 194
25年度	338	434	▲ 96	495	638	▲ 143
26年度	360	403	▲ 43	467	604	▲ 137
27年度	420	380	40	515	520	▲ 5
28年度	401	291	110	488	406	82
29年度	278	633

(注) 1 平成29年度の数字は、平成29年4月1日採用者の人数である。

2 平成29年度より行政職には学校事務職員が、報告・勧告対象職員には市立小中学校の教諭等が含まれている。

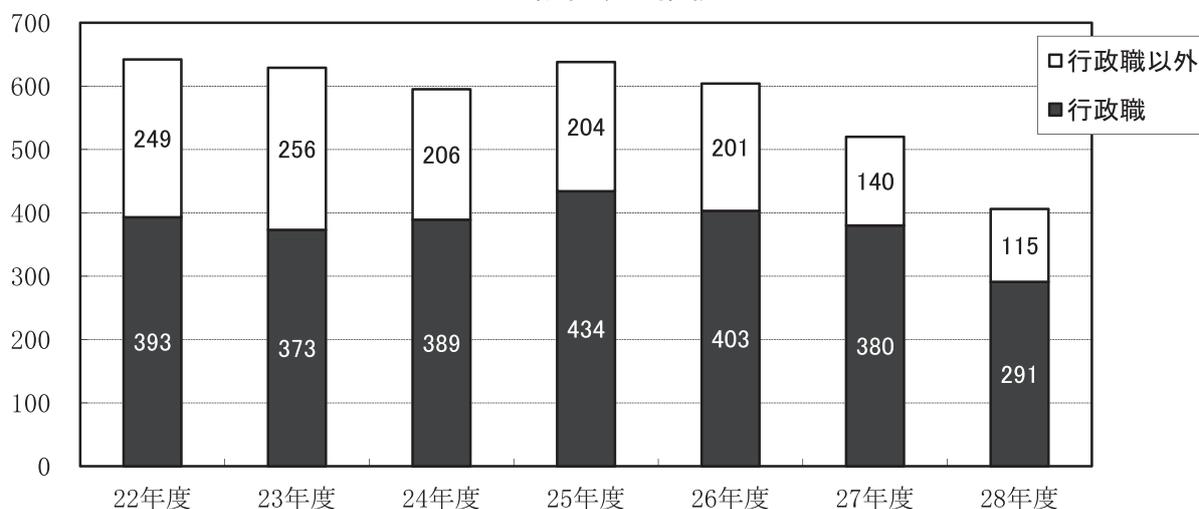
(人)

採用者数の推移



(人)

退職者数の推移



第2表 給料表別，級別，号給別人員

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								1
2								
3							1	
4								
5	36	1						
6	6	1						
7		17						
8	1	6			25			
9		3		2	7			
10	22	167			2			
11	5	24	1		4			
12		17	1	1	25			
13	18	7	5		6			1
14	20	6	3		9			
15	3	219	118		4			
16	2	26	15	1	9			
17	1	13	16		5			
18	27	32	55		9			1
19	7	170	30	1	4			
20	1	25	10		14			
21		28	14		8			1
22	1	18	18		3			
23		161	14		6			4
24	1	33	48		12			2
25	155	43	28		7			1
26	3	20	19		7	1		1
27	2	140	16		6			8
28	2	31	44	1	11			4
29	3	28	25		3			2
30	3	17	22	2	4			
31	8	30	17		5			4
32	2	10	26	1	31			1
33	19	17	16		9	1		2
34	3	15	17	1	3		2	1
35		8	18	1	10	1	3	3
36	1	14	17	3	12	2	5	
37	7	10	13	4	7	3	3	
38	1	3	10	4	8	8	3	
39	1	12	13	2	5	6	9	
40		11	19	7	15	6	13	
41	3	9	10	3	12	5	8	1
42		6	11	7	5	12	10	
43	4	8	15	4	9	13	10	1
44		3	16	8	20	13	9	2
45	3	9	17	5	5	11	10	1
46	1	4	7	6	2	13	5	2
47		3	12	17	4	10	6	
48		8	14	11	10	18	8	
49	2	4	8	13	6	6	3	
50		4	4	13	6	23	3	1
51		4	12	28	11	20	4	
52		1	23	15	15	16	7	
53		1	13	12	8	7	1	
54		4	9	24	11	24	4	
55		2	10	16	12	21	2	
56			9	15	15	17	3	
57		1	9	37	9	11	2	
58		3	10	27	6	17	6	
59			9	11	16	19	1	
60		1	3	24	17	24	2	
61		1	5	36	12	10		
62			3	28	11	24	2	
63			9	26	24	10		
64			7	14	18	10	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
65			4	37	8	10		
66			1	33	6	14		
67			2	52	13	12		
68			2	18	22	7		
69			2	29	9	7		
70			2	47	12	14		
71			3	58	12	7		
72		1	3	30	25	6		
73		1	3	40	12	9		
74			3	58	11	12		
75			2	43	14	5		
76	1		1	25	53	3		
77				45	12	6		
78		1	2	59	8	5		
79			3	43	9	9		
80			2	33	44	7		
81				28	10			
82	1		2	48	13	5		
83			3	35	12	2		
84	1		2	25	38	1		
85			3	31	20			
86				35	5	2		
87			1	31	6	2		
88			1	39	18	2		
89			2	25	7	3		
90				25	14	1		
91		1		36	6	4		
92			4	42	14	2		
93		1	4	23	22			
94		1		53	18			
95			1	54	4	1		
96		1	2	25	28	3		
97			23	28	13			
98		1		44	12	1		
99				21	3			
100				28	25			
101				23	3			
102				44	7			
103				18	8			
104				16	15			
105				35	13			
106				27	11			
107				17	8			
108				37	25			
109				22	2			
110				43	13			
111				41	6			
112				40	9			
113				26	4			
114				40	8			
115				13	6			
116				23	3			
117				3	1			
118				15	3			
119				1	9			
120				2	4			
121					4			
122				3				
123								
124								
125								
計	377 人	1,467 人	996 人	2,246 人	1,279 人	544 人	146 人	45 人
平均給料月額	177,276 円	208,729 円	269,767 円	374,022 円	371,204 円	430,672 円	496,185 円	566,793 円
平均年齢	22.3 歳	26.9 歳	34.5 歳	50.2 歳	45.2 歳	51.2 歳	54.6 歳	56.4 歳

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、当該人員0の号給は空欄とした。(以下同じ)

合計	7,100 人
平均給料月額	322,364 円
平均年齢	41.0 歳

その2 消防職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	11						
2	4						
3	1	1	1				
4	8						
5	12	10					
6	1	6					
7		4	1				
8	10						
9	6	14	1				
10	3	7					
11	1	19	5				
12	18	4			1		
13	2	4	2				
14	2	3	1				
15	1	19	10				
16	1	4					
17	7	5	4				
18	1	1	5				
19	1	22	4				
20	1	7	5		2		
21	1	5	8				
22		4	3				
23		16	4		1		
24		4	16		2		
25		7	4				
26		4	4		1		
27		9	6				
28		2	8				
29		2	14		2		
30		2	5		1		1
31		10	4				
32		3	7		1		
33		4	10		1		
34		5	8	1			
35		5	4		2		
36		2	13	3	1		
37		2	7		1		1
38		1	3	4			
39		1	4	2	1		
40			5	2	2	1	1
41		1	4	1	1		2
42		2	6	2	1	2	1
43		1	7	1			1
44			10	2	3		
45		1	4	3			1
46		1	8	6		1	1
47			4	6	1	1	1
48			10	8	2		1
49			5	6		1	
50			4	3	1	1	
51			5	6	2		
52			5	4	2	1	
53			11	7	1	1	
54			4	4		1	
55			4	6			2
56			5	4	2	4	
57			8	9	1		1
58			2	16	1	4	1
59			3	24	1	2	
60			2	9	6	3	
61			5	10	5	1	1
62			3	13	3	2	
63			1	21	3	1	
64			3	3	1	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
65	人	人	人	人	人	人	人
66			2	5	5	1	
67			1	11	3	2	
68				19	4	2	
69				2	2	1	
70				6	4	1	
71				13		2	
72				4	2		
73				9	1	3	
74			1	17	2	2	
75				6	1	3	
76			2	4	3		
77				3	2	3	
78			2	9	3		
79				5	1	5	
80				6			
81				2	4	1	
82				9	2		
83					1		
84				1	2		
85				2	2		
86				12	1		
87							
88				5	3		
89				4	5		
90				18	1		
91				6	2		
92				3	4		
93				2			
94				1	1		
95				12			
96				6			
97				2	3		
98				3	2		
99				7	1		
100				1	1		
101				3	7		
102				7	1		
103				21	1		
104				2	2		
105				8	7		
106				7			
107				22	5		
108				1	5		
109				12	1		
110				13			
111				21	3		
112				7	5		
113				8	3		
114				5			
115				4	2		
116				3	2		
117				13	5		
118				6	2		
119				7			
120				2	1		
121					1		
122							
123							
124							
125							
計	92 人	224 人	307 人	573 人	177 人	54 人	16 人
平均給料月額	168,098 円	211,500 円	274,102 円	371,780 円	384,241 円	435,915 円	497,563 円
平均年齢	21.5 歳	27.3 歳	34.6 歳	48.4 歳	47.4 歳	53.1 歳	54.6 歳
						合計	1,443 人
						平均給料月額	318,455 円
						平均年齢	40.6 歳

その3 教育職給料表（1）

号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30	1			
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37	1			
38				
39				
40	1			
41				
42				
43	2			
44				
45	1		1	
46				
47				1
48				1
49		1		
50	1	1	1	
51	1			
52	1			
53			1	
54				1
55	1		1	1
56				
57	1			1
58				
59	1			2
60				

号給	1	2	3	4
61		2		
62	1	1		
63				1
64				
65	1			
66				
67				
68	1			
69			1	2
70				
71	1	1	1	
72	2			
73	2	1		
74			1	
75	1			
76				1
77				
78				
79				
80			1	
81				1
82				
83				
84				
85			1	1
86				
87				
88			1	
89			1	
90				
91	1			
92				
93				
94				
95		1		
96				
97	1			
98				
99				
100				
101				1
102				
103				
104				1
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
計	23 人	8 人	11 人	15 人
平均給料月額	312,148 円	381,550 円	430,782 円	517,953 円
平均年齢	39.5 歳	43.6 歳	50.2 歳	55.9 歳
			計	57 人
			平均給料月額	398,942 円
			平均年齢	46.4 歳

その4 教育職給料表(2)

号給	1	2	3	4
級	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17		5		
18				
19		3		
20				
21		2		
22		1		
23				
24				
25		5		
26		1		
27				
28		1		
29		1		
30		2		
31		1		
32				
33				
34		2		
35		1		
36		2		1
37		1		
38		5		1
39				
40		2		
41		3		
42				
43		1		
44				1
45		1		1
46		5		1
47		1		1
48		4		1
49		1		
50		3		1
51		1		
52		2		
53		2		
54		1		
55		1		
56		1		2
57		1		
58		1		
59				2
60				
61		3	1	
62		2		
63		2		
64		2		
65				
66				
67		3		
68		1	1	
69		2	1	
70		4		
71		1	1	
72		2		
73		1	1	
74		3	1	
75		1	1	
76				
77		1		
78	1	1		
79				
80		1	1	
81		4	2	
82		1		
83		1	1	
84		3	1	
85		2		
86				
87		2		
88	1			
89		1		
90		1	3	
91		1	1	
92		1		
93		4	1	
94		2		
95		2		
96		2		
97		1		
98		2		
99		3		
100		1		

号給	1	2	3	4
級	人	人	人	人
101		2		
102	1			
103	1	2		
104		6		
105		1		
106		3		
107		2		
108		1		
109		2		
110		2		
111		1		
112		1		
113	1	1		
114		1		
115		2		
116				
117		1		
118		3		
119		2		
120		2		
121		6		
122				
123				
124		5		
125		6		
126		6		
127		2		
128		3		
129		5		
130		3		
131		3		
132		3		
133		4		
134		3		
135		4		
136				
137		2		
138		2		
139		1		
140		1		
141		5		
142		9		
143		9		
144				
145		12		
146		3		
147		8		
148		2		
149		9		
150		6		
151		4		
152		2		
153		11		
154		3		
155		11		
156		1		
157		12		
158		2		
159		10		
160		2		
161		15		
162		3		
163		6		
164		9		
165		3		
166		5		
167		3		
168		9		
169		4		
170		5		
171		12		
172		2		
173		2		
174		2		
175				
176				
177				
178				
179				
180				
181				
182				
183				
184				
185				
186				
187				
188				
189				
190				
191				
192				
193				
計	5 人	423 人	17 人	12 人
平均給料月額	295,660 円	387,491 円	462,459 円	484,617 円
平均年齢	40.6 歳	47.0 歳	54.0 歳	57.4 歳
計				457 人
平均給料月額				391,825 円
平均年齢				47.5 歳

その5 教育職給料表(3)

号給	級	1	2	3
1		人		
2			人	
3				人
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17			1	
18				
19				
20				
21			2	
22				
23				
24				
25			1	
26			4	
27				
28			1	
29				
30			2	
31				
32				
33			1	
34			2	
35				
36				
37			1	
38			3	
39				
40			1	
41				
42			2	
43				
44				
45				
46			2	
47				
48				
49				
50				
51				
52			1	
53			3	
54			2	
55			1	
56			3	
57				
58			4	
59			1	
60			1	
61			1	
62			1	
63			1	
64			3	
65				1
66			1	
67				
68			3	
69			1	
70			1	
71			1	
72			4	
73			2	1
74				1
75				3
76				
77			1	
78				
79				
80			1	
81				
82			2	
83				
84			1	
85			1	
86				
87			2	2
88			2	
89				
90				1
91			1	1
92				
93				
94				
95			3	1
96			2	1

号給	級	1	2	3
97		人	1	
98			2	1
99			1	1
100			1	1
101			1	
102				2
103			1	2
104				3
105			2	1
106			1	2
107			1	
108				
109			2	
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				1
117				
118			3	
119				
120			2	
121				
122				
123			3	
124			1	
125				
126				
127				
128				
129				
130			1	
131				
132				
133				
134			1	
135				
136				
137			2	
138				
139				
140			1	
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149			1	
150				
151				
152			1	
153				
154			1	
155				
156				
157				
158				
159			2	
160				
161			2	
162				
163			1	
164				
165				
166			1	
167				
168				
169				
170				
171				
172				
173				
174				
175			2	
176				
177				
178				
179			1	
180				
181				
182				
183				
184				
185				
計		0 人	113 人	26 人
平均給料月額	円		314,914 円	430,292 円
平均年齢	歳		37.2 歳	53.5 歳
			計	139 人
			平均給料月額	336,496 円
			平均年齢	40.2 歳

その6 教育職給料表（4）

級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	1人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29			1		
30					
31					
32			1		
33					
34					
35			1		
36		1	1		
37					
38					
39					
40			2		
41					
42			1		
43			1		
44					
45		1			
46		1	2		
47					
48					
49		1			
50		2			
51		1	1	1	
52			1		
53			1	1	
54				1	
55				1	
56			1	2	
57					
58					
59					
60					
61			2	1	
62			3	1	
63					
64			1	1	
65			1		
66				1	
67			1		
68				2	

級 号給	1	2	3	4	5
69	人	人	人	人	人
70				1	
71				1	
72			1	1	
73				2	
74				1	
75			1	2	
76					
77			1		
78					
79					
80			1	2	
81			1	1	
82				2	
83					
84					
85			2	1	
86				1	
87					
88			1		
89				1	
90					
91				1	
92			2		
93			1	2	
94				1	
95					
96					
97					
98			1		
99					
100				1	
101			1	1	
102					
103				1	
104				3	
105			2		
106					
107				2	
108				1	
109					
110				1	
111				1	
112					
113					
114					
115					
116				1	
117					
118					
119					
120				1	
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	0人	7人	37人	46人	1人
平均給料月額	円	303,300円	389,219円	497,196円	462,200円
平均年齢	歳	35.0歳	40.4歳	52.3歳	61.0歳
				計	91人
				平均給料月額	437,993円
				平均年齢	46.2歳

その7 教育職給料表(5)

身給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17			47			
18						
19			16			
20			46			
21			31			
22			8			
23			8			
24			94			
25			14			
26			23			8
27			5			13
28			60			17
29			43			22
30			7			23
31			19			17
32			92			11
33			21			8
34			32			9
35			20			5
36			108			16
37			13			4
38			31			7
39			23			12
40			129			12
41			16			11
42			43	1		13
43			32			14
44			135			21
45			17			11
46			53			12
47			30			3
48			106			2
49			22			2
50			54			
51			28			
52			112			
53			25			1
54			33			
55			36	1		
56			51			
57			21	1		
58			39			
59			36	1		
60			77	3		
61			29			
62			49		1	
63			37			
64			56	1		
65			46	1		
66			26	2		
67			30	1	1	
68			44	3		
69			43			
70			32	4	1	
71			43	1		
72			33	1		
73			33			
74			32	3	1	
75			34	5		
76			46	2	3	
77			31	2		
78			41	2	5	
79			20	3	8	
80			34	4	7	
81			30	3	11	
82			32	3	20	
83			37	4	8	
84			28	3	11	
85			36	3	18	
86			27	4	13	
87			37	6	8	
88			29	7	21	

身給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
89			24	6	17	
90			19	8	16	
91			27	6	11	
92			24	10	12	
93			36	10	5	
94			25	8	8	
95			14	9	8	
96			22	13	8	
97			23	12	13	
98			28	7	11	
99			20	11	6	
100			17	15	13	
101			22	16	7	
102			25	11	5	
103			16	15	9	
104			12	21	6	
105			12	12	6	
106			19	16	7	
107			16	18	4	
108			11	24	1	
109			21	19	1	
110			17	25	2	
111			17	15		
112			17	35		
113			18	26		
114			15	21		
115			17	8		
116			19	20		
117			9	5		
118			19	7		
119			16	1		
120			15	2		
121			9			
122			23			
123			13	1		
124			18			
125			7	1		
126			17			
127			45			
128			23			
129			11			
130			24			
131			35			
132			24			
133			22			
134			27			
135			46			
136			31			
137			25			
138			49			
139			31			
140			46			
141			33			
142			17			
143			68			
144			37			
145			35			
146			15			
147			38			
148			32			
149			40			
150			12			
151			26			
152			45			
153			32			
154			30			
155			25			
156			34			
157			38			
158			33			
159			20			
160			70			
161			45			
162			53			
163			21			
164			45			
165			39			
166			32			
167			10			
168			31			
169			7			
170			15			
171			3			
172			1			
173			4			
計		0 人	4,975 人	509 人	312 人	274 人
平均給料月額		円	330,864 円	411,771 円	428,251 円	447,312 円
平均年齢		歳	38.6 歳	53.3 歳	50.6 歳	56.6 歳

計	6,070 人
平均給料月額	347,911 円
平均年齢	41.3 歳

その8 医療職給料表（1）

号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14			1	
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25			1	
26				
27				
28				
29				
30		1		
31				
32				
33				
34	2	1		
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				

号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				1
54				
55				
56				
57				2
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				1
65				1
66				
67				1
68				
69				
70				
71				1
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				1
79				
80				
81				
82				
83				
84				1
85			2	
86				
87				
88				
89				
計	2 人	2 人	4 人	9 人
平均給料月額	306,900 円	366,650 円	468,350 円	568,278 円
平均年齢	36.5 歳	39.0 歳	50.3 歳	58.1 歳
	計			17 人
	平均給料月額			490,294 円
	平均年齢			51.5 歳

その9 医療職給料表(2)

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10		4			1	
11						
12						
13						
14						
15		3	1			
16						
17		1				
18			2			
19		3				
20			1			
21						
22			4			
23		2			1	
24						
25		1				
26						
27		2	1			
28			1			
29	3	1	1			
30			1		1	
31		3	1		1	
32			1		1	
33			2			
34	1	2	1		1	
35	2	1	3			
36		1	6	1		
37	2	1	2			
38				1	1	
39			1	1		
40			2			
41						
42						
43		1	3			1
44			3	1		
45				2		
46		1	1	1		
47						
48			2	2	2	
49				3		1
50				1	1	
51				1		
52				1		1
53				1	1	
54						
55				1		2
56				3	1	
57			1			
58			2	1		1
59	1		1			1
60				2	1	1
61						
62				1		
63	1					
64					1	1

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
65				3		1
66			1		1	
67			1		2	1
68				2	1	1
69			1			
70						1
71				1		
72					1	
73				6		
74				2	1	
75			1			
76				1	1	
77				1		
78				1	2	
79						
80					1	
81				1		
82						
83				3	1	
84				1	1	
85					3	
86				2	1	
87					1	
88				2		
89						
90				1	1	1
91				2		
92					2	
93						
94				3		
95						
96					1	
97					1	
98				2	1	
99				2		
100						
101						
102				1	1	
103						
104						
105				1		
106				3		
107					2	
108				1		
109				2		
110				5		
111				1		
112						
113				1		
114				6	1	
115				3	1	
116				2	2	
117				1	1	
118						
119						
120					1	
121					1	
122						
123						
124						
125						
計	10 人	27 人	48 人	87 人	47 人	14 人
平均給料月額	197,750 円	213,830 円	276,148 円	371,786 円	381,951 円	434,071 円
平均年齢	27.2 歳	27.3 歳	35.6 歳	49.8 歳	47.6 歳	54.7 歳
					計	233 人
					平均給料月額	332,103 円
					平均年齢	43.1 歳

その10 指定職給料表

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	1
5	
6	
7	
8	
計	1 人
平均給料月額	884,000 円
平均年齢	63.0 歳

第3表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額

その1 全給料表

給料表 区分 年齢	行政職給料表		消防職給料表		教育職給料表(1)		教育職給料表(2)		教育職給料表(3)	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
18	10	150,300	2	155,600						
19	28	150,400	11	155,855						
20	37	157,705	11	159,164						
21	33	161,861	20	164,100						
22	154	180,415	32	172,975			1	212,264	1	195,208
23	187	182,842	23	180,687			6	214,431	3	205,989
24	241	191,561	32	190,413			5	221,374	6	216,597
25	248	198,039	28	197,589			4	231,816	4	227,214
26	238	205,697	33	203,382			6	238,992	3	238,645
27	197	212,523	37	211,292			4	255,658	5	246,334
28	222	222,607	35	221,723			10	268,299	1	254,696
29	187	226,972	23	225,774	1	257,800	6	270,400	1	272,376
30	183	238,509	38	235,234	1	271,100	5	287,560	9	275,152
31	153	250,601	38	245,713	2	281,150	10	292,375	6	288,929
32	140	253,861	44	250,166	2	292,150	4	305,656	3	300,560
33	124	265,094	36	260,558			6	314,011	10	304,442
34	120	271,872	28	267,393	1	307,700	4	330,720	4	314,080
35	122	279,634	24	270,658	1	301,500	6	341,155		
36	90	289,863	35	297,000	1	317,900	8	338,750	1	342,368
37	86	302,984	27	293,074			3	362,891	1	322,816
38	101	311,137	32	305,025	1	330,300	3	365,941	3	350,619
39	97	325,176	31	312,410	5	339,640	5	364,416	8	358,361
40	112	337,104	31	329,003	3	345,267	7	362,639	2	374,036
41	126	346,610	35	339,809	2	365,000	5	396,115	5	376,418
42	170	356,354	60	354,363	3	383,733	8	389,428	4	374,868
43	163	363,812	61	359,508			16	398,591	5	364,187
44	162	369,177	54	367,491	1	289,000	10	404,505	4	396,402
45	186	374,496	66	371,727	1	356,000	10	415,334	5	410,206
46	234	379,842	38	372,153	1	331,700	10	430,040	1	418,700
47	259	383,088	38	375,713			16	422,637	4	418,051
48	304	386,193	26	376,377	3	396,900	12	432,475	5	416,381
49	224	389,773	46	382,870	4	447,225	20	432,990	1	415,400
50	205	388,537	30	389,280	3	444,200	7	438,627	2	423,604
51	237	392,950	37	397,408	3	399,867	30	438,197	5	420,562
52	279	398,377	50	399,806	2	465,800	23	443,788	3	426,229
53	213	397,322	50	396,374	3	428,333	14	444,433	1	427,570
54	203	404,089	37	407,641	2	459,150	29	449,270	4	434,614
55	257	411,995	43	401,625	1	455,500	25	451,605	2	436,955
56	219	413,383	44	407,231	1	544,200	31	455,682	3	438,900
57	225	416,353	39	407,089	2	538,150	22	456,694	1	441,767
58	165	423,222	22	412,853	3	440,433	36	463,621	5	435,207
59	159	423,792	16	423,520			30	466,450	8	446,464
60					1	559,600				
61										
62					1	560,312				
63					2	526,900				
64										
65										
総計	7,100	322,615	1,443	318,735	57	398,991	457	408,743	139	348,510
平均年齢	41.0	歳	40.6	歳	46.4	歳	47.5	歳	40.2	歳

(注) 給料月額には、平成19年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額及び平成27年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

教育職給料表(4)		教育職給料表(5)		医療職(1)		医療職(2)		指定職	
人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		47	215,446			1	182,600		
		93	221,062			5	184,120		
		133	228,561			4	193,700		
		179	239,923			5	200,160		
		171	251,933			2	204,700		
		205	263,450			3	217,533		
		234	273,676			4	214,450		
		222	282,009			4	223,250		
		209	290,719	1	306,900	9	231,000		
1	313,100	175	302,253			2	244,750		
1	276,600	177	312,247			7	253,214		
4	311,525	163	321,536			4	255,775		
3	342,033	159	333,264			7	258,114		
2	337,600	161	339,195			5	276,980		
1	342,300	153	348,687	1	372,300	8	291,125		
2	377,750	144	354,953			4	312,050		
5	340,660	121	363,369			7	286,057		
4	391,675	114	370,474			3	314,667		
6	386,417	107	377,130			6	324,800		
3	413,333	96	382,309			13	347,038		
1	346,800	94	389,386	2	378,400	9	337,656		
3	432,567	83	392,841	1	306,900	3	349,900		
5	437,160	135	399,735			3	356,567		
3	453,967	132	405,857			9	371,167		
6	449,400	124	410,934			9	371,789		
4	472,200	159	414,192			5	367,740		
		192	417,798			8	381,525		
5	485,760	213	418,888			10	384,650		
1	501,600	173	420,884	1	425,200	6	391,767		
3	501,700	191	423,075			6	389,383		
		181	424,830			5	392,400		
7	498,414	169	427,102	1	526,200	5	398,620		
2	503,200	161	427,313	2	558,100	4	385,500		
3	498,542	155	430,054			12	404,400		
4	518,600	198	432,129	3	551,067	13	404,970		
2	498,838	214	433,073			8	405,735		
2	517,250	216	431,302			6	409,269		
1	530,160	217	433,273	1	566,100	9	411,904		
3	526,961			1	568,900				
1	462,200			2	581,850				
3	524,807			1	572,600			1	902,982
91	438,697	6,070	360,953	17	490,294	233	332,719	1	902,982
46.2	歳	41.3	歳	51.5	歳	43.1	歳	63.0	歳

その2 行政職給料表

年齢	級 区分	1		2		3		4		5	
		人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18		10	150,300								
19		28	150,400								
20		37	157,705								
21		33	161,861								
22		154	180,415								
23		43	179,633	144	183,800						
24		24	193,004	217	191,401						
25		14	193,100	234	198,334						
26		15	200,507	223	206,046						
27		7	204,171	190	212,831						
28		4	211,875	128	216,704	90	231,480				
29		5	215,140	92	219,665	90	235,098				
30				64	222,466	101	241,552	1	262,400	17	279,418
31				39	229,826	82	247,698	2	265,550	30	284,547
32				33	236,985	87	252,292			20	288,530
33				25	242,828	68	257,401			31	299,923
34				21	244,848	69	265,312	1	277,500	29	306,855
35				24	252,258	69	273,433			29	317,045
36				11	258,091	51	281,647	1	283,900	27	318,548
37				7	265,000	50	291,804			29	331,428
38		2	245,800	2	279,800	56	295,355			41	337,407
39				6	280,800	43	309,326	2	327,100	45	344,573
40				1	302,300	21	303,162	37	331,995	50	352,674
41						22	314,509	55	339,759	39	358,941
42						11	320,773	99	349,770	53	369,670
43		1	247,200			8	324,938	81	355,886	64	374,539
44				1	310,600	8	333,238	83	359,969	53	378,160
45						7	334,114	101	364,314	58	382,231
46						9	342,822	129	367,480	58	385,957
47				1	322,400	7	346,514	132	370,203	79	388,499
48				1	326,200	9	351,711	161	372,691	84	391,052
49						12	354,058	107	374,712	67	392,521
50				2	324,350	4	351,350	121	376,954	52	396,175
51						5	350,600	141	378,852	49	398,704
52				1	324,100	7	356,557	156	380,908	60	399,820
53						6	357,383	134	381,993	35	401,634
54						3	355,767	124	382,736	28	402,496
55								145	384,074	43	405,180
56								138	387,602	29	407,495
57								123	390,584	38	407,355
58								82	392,246	23	405,628
59						1	363,635	90	395,167	19	410,552
計		377	177,276	1,467	208,729	996	269,773	2,246	374,677	1,279	371,333
平均年齢		22.3	歳	26.9	歳	34.5	歳	50.2	歳	45.2	歳

級 区分 年齢	6		7		8		合 計	
	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18							10	150,300
19							28	150,400
20							37	157,705
21							33	161,861
22							154	180,415
23							187	182,842
24							241	191,561
25							248	198,039
26							238	205,697
27							197	212,523
28							222	222,607
29							187	226,972
30							183	238,509
31							153	250,601
32							140	253,861
33							124	265,094
34							120	271,872
35							122	279,634
36							90	289,863
37							86	302,984
38							101	311,137
39	1	396,300					97	325,176
40	2	400,500	1	368,500			112	337,104
41	9	399,411			1	473,500	126	346,610
42	7	404,557					170	356,354
43	9	406,378					163	363,812
44	17	406,482					162	369,177
45	20	417,620					186	374,496
46	37	419,927	1	470,000			234	379,842
47	39	421,628	1	470,000			259	383,088
48	46	426,430	3	481,233			304	386,193
49	32	429,422	6	487,650			224	389,773
50	23	432,330	3	479,967			205	388,537
51	38	433,145	4	490,500			237	392,950
52	38	434,153	17	495,218			279	398,377
53	27	436,493	11	495,964			213	397,322
54	32	438,182	13	502,738	3	558,767	203	404,089
55	39	439,463	21	501,314	9	566,944	257	411,995
56	24	443,813	20	497,845	8	577,000	219	413,383
57	42	442,951	15	502,262	7	574,343	225	416,353
58	36	441,739	16	496,910	8	560,612	165	423,222
59	26	443,094	14	499,920	9	570,489	159	423,792
計	544	430,896	146	496,286	45	566,844	7,100	322,615
平均年齢	51.2	歳	54.6	歳	56.4	歳	41.0	歳

第4表 ラスパイレス指数

	平成28年	平成27年	平成26年
神戸市	100.8	101.6	101.5
指定都市の平均	100.1	101.2	100.1
指定都市中の順位	11位	11位	9位
	(20都市中)	(20都市中)	(20都市中)

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員=100として、毎年4月の給料月額を学歴別・経験年数別に比較して算出した指数である。

第5表 扶養手当の支給状況

区分		扶養手当親族内訳					
扶養親族数	扶養手当受給者数	配偶者 13,000円	子 7,500円	子		父母等 6,500円	配偶者がいない場合、 父母等の1人目 4,500円(加算額)
				配偶者がいない場合、 子の1人目 4,500円(加算額)	特定期間にある子 5,000円(加算額)		
1人	2,266人	1,031人	1,014人	131人	449人	221人	138人
2人	2,103	987	3,083	63	1,231	136	22
3人	1,572	1,276	3,360	12	1,151	80	
4人	391	347	1,149	1	363	68	
5人	61	52	225	1	76	28	
6人	11	10	47		10	9	
7人	1	1	6				
計	6,405	3,704	8,884	208	3,280	542	160
非支給者	9,203						
合計	15,608						

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者である。

2 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第6表 管理職手当の支給状況

給料表	区分	受給者(人)	受給者平均支給額(円)	全職員平均支給額(円)
	行政職	735	94,551	9,788
消防職	70	93,771	4,549	
教育職(1)	0	0	0	
教育職(2)	25	73,740	4,034	
教育職(3)	24	72,000	12,432	
教育職(4)	4	68,000	2,989	
教育職(5)	514	67,936	5,753	
医療職(1)	13	101,846	77,882	
医療職(2)	14	88,143	5,296	
指定職	0	0	0	
合計	1,399	83,903	7,520	

第7表 住居手当の支給状況

区分	住居の種類	持 家		賃 貸 住 宅		そ の 他		計
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	
全給料表	世帯主又はこれに準ずる者	6,231人	1,974人	2,412人	605人	8人	6人	11,236人
	非支給者	3,577		578		217		4,372
行政職給料表	世帯主又はこれに準ずる者	2,655	1,106	1,139	337	7	6	5,250
	非支給者	1,453		271		126		1,850

(注) 平成28年度より、市内・市外の区分が新たに設けられた。

第8表 再任用職員の給料表別、級別人員

(1) フルタイム勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	136			13	6	97	17	2	1
消防職	0								
教育職(1)	0								
教育職(2)	22		22						
教育職(3)	12		3	9					
教育職(4)	3			3					
教育職(5)	137		136			1			
医療職(1)	0								
医療職(2)	4				1	1	2		
指定職	0								
給料表計	314								
60歳	96								
61歳	92								
62歳	67								
63歳	49								
64歳	10								

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)

(2) 短時間勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	670			333	114	206	17		
消防職	69			58	7	3	1		
教育職(1)	0								
教育職(2)	19		19						
教育職(3)	2		2						
教育職(4)	1			1					
教育職(5)	245		245						
医療職(1)	0								
医療職(2)	22			7	8	6	1		
指定職	0								
給料表計	1,028								
60歳	215								
61歳	259								
62歳	268								
63歳	251								
64歳	35								

第2部 民間給与等の実態

平成29年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査は、例年どおり人事院及び全国の人事委員会と共同して行った。

本年の調査の概要は次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与と民間企業の従業員の給与とを比較検討するため、平成29年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

平成29年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の神戸市内の民間事業所のうち、宗教、外国公務に分類される事業所を除いた全ての事業所、704事業所を対象とした。

(2) 調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を企業規模別、本・支店別に給与水準が同程度の15のグループに層化し、企業規模等に偏りが出ないように、更に給与の比較の対象となる従業員（該当従業員）が各層から同じ割合で抽出されるよう、統計的手法に則って、各層から無作為に183事業所を抽出した。

なお、調査の完結した事業所は、55ページ第9表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、所定の抽出率を用いて抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係で 672 人（うち事務・技術関係職種 600 人）、4 月分給与関係で 8,534 人（うち事務・技術関係職種 7,612 人）の計 9,206 人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 54,332 人（うち事務・技術関係職種 45,146 人）である。

4 調査事項

(1) 事業所単位

各種手当の支給状況、特別給（賞与）の支給状況、給与改定状況及び賞与の考課査定割合等

(2) 従業員単位

4 月の給与月額、初任給額等

5 調査結果の集計

総計及び平均の算出に際しては、全て母集団に復元して行った。

第9表 産業分類別、企業規模別調査事業所数

産業分類	企業規模		全規模					
			500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満			
全産業	164	事業所	78	事業所	61	事業所	25	事業所
建設業	6		4		2		0	
製造業	58		27		21		10	
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	34		18		11		5	
卸売業, 小売業	16		9		5		2	
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	13		8		4		1	
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	37		12		18		7	

(注) 1 上記の他, 調査実施に際し, 企業規模・事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4事業所, 調査不能の事業所が15事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は, 日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」, 「宿泊業, 飲食サービス業」, 「生活関連サービス業, 娯楽業」, 「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第10表 対応級表

規模 級	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模50人以上100人未満
8	支店長, 工場長	——	——
7	部長, 部次長	支店長, 工場長	——
6	課長	部長, 部次長	支店長, 工場長
5	課長代理, 係長	課長	部長, 部次長, 課長
4	係長, 主任	課長代理, 係長	課長代理
3	主任	係長	係長
2	係員	主任	主任
1		係員	係員

(注) 級とは, 行政職給料表の職務の級である。

第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 比較対象職種

(1) 全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成29年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	16	51.4	755,468	4,287	751,181	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	10	52.3	836,912	105	836,807	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	6	50.1	627,304	10,868	616,436	
事 務	事 務 部 長	366	52.2	659,779	3,280	656,499	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	297	52.2	667,672	2,616	665,056	
	短 大 卒	17	53.0	633,979	4,720	629,259	
	高 校 卒	52	52.2	618,891	6,999	611,892	
技 術	事 務 部 次 長	216	50.4	586,355	16,883	569,472	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大 学 卒	181	50.4	598,331	15,826	582,505	
	短 大 卒	7	49.2	538,067	20,547	517,520	
	高 校 卒	28	50.6	509,496	23,826	485,670	
関 係	事 務 課 長	720	48.8	577,536	3,462	574,074	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	586	48.5	584,912	3,199	581,713	
	短 大 卒	42	47.5	507,955	1,557	506,398	
	高 校 卒	92	51.3	542,502	6,739	535,763	
事 務	事 務 課 長 代 理	300	47.0	475,331	28,620	446,711	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大 学 卒	236	46.7	477,547	27,509	450,038	
	短 大 卒	18	45.7	437,333	21,656	415,677	
	高 校 卒	46	50.0	475,037	39,231	435,806	
事 務	事 務 係 長	599	45.9	467,868	58,294	409,574	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	356	44.5	480,315	64,456	415,859	
	短 大 卒	69	45.4	397,993	37,591	360,402	
	高 校 卒	174	49.2	467,936	52,403	415,533	
職 種	事 務 主 任	628	40.7	385,067	44,410	340,657	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大 学 卒	419	39.2	383,633	43,099	340,534	
	短 大 卒	104	43.8	386,601	46,968	339,633	
	高 校 卒	103	44.4	391,241	47,636	343,605	
事 務	事 務 係 員	2,424	37.3	344,875	44,063	300,812	
	大 学 卒	1,571	35.3	345,686	46,262	299,424	
	短 大 卒	316	40.9	327,415	34,822	292,593	
	高 校 卒	537	42.6	352,753	41,522	311,231	

(注) 調査実人員が1人の場合については、平均年齢及び平成29年4月分平均給与支給額の欄を「*」としている。

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成29年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	8	52.0	712,306	0	712,306	構成員50人以上の工場長の (取締役兼任者を除く)
	大学卒	6	53.4	773,332	0	773,332	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部長	120	52.8	670,983	800	670,183	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	91	52.7	687,896	318	687,578	
	短大卒	15	54.5	655,786	3,803	651,983	
	高校卒	14	51.4	574,431	884	573,547	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 関	技術部次長	52	50.8	578,271	446	577,825	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	43	50.2	579,886	535	579,351	
	短大卒	5	53.0	551,078	0	551,078	
	高校卒	4	55.0	588,715	0	588,715	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 係	技術課長	303	48.5	573,534	3,963	569,571	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	223	48.1	580,579	3,369	577,210	
	短大卒	36	49.8	541,491	8,496	532,995	
	高校卒	43	50.0	551,016	4,426	546,590	
	中学卒	1	*	*	*	*	
技 術 係 職	技術課長代理	193	43.6	501,238	14,835	486,403	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	115	41.1	495,356	8,121	487,235	
	短大卒	7	55.4	522,440	7,039	515,401	
	高校卒	70	50.6	517,852	40,889	476,963	
	中学卒	1	*	*	*	*	
技 術 係 職	技術係長	304	48.6	476,585	48,839	427,746	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	139	47.6	463,904	45,147	418,757	
	短大卒	42	48.4	450,455	35,290	415,165	
	高校卒	122	49.8	498,017	56,493	441,524	
	中学卒	1	*	*	*	*	
技 術 係 職	技術主任	312	42.0	416,006	62,289	353,717	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	123	40.0	391,549	47,583	343,966	
	短大卒	49	43.0	377,227	34,454	342,773	
	高校卒	140	43.1	445,903	81,651	364,252	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 係 員	技術係員	1,051	34.7	400,920	84,656	316,264	
	大学卒	599	32.1	408,646	94,919	313,727	
	短大卒	116	35.7	348,877	54,054	294,823	
	高校卒	335	40.3	396,914	69,858	327,056	
	中学卒	1	*	*	*	*	

(2) 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成29年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	16	51.4	755,468	4,287	751,181	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	10	52.3	836,912	105	836,807	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	6	50.1	627,304	10,868	616,436	
技 術	中 学 卒	-	-	-	-	-	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	事 務 部 長	258	52.1	671,193	3,130	668,063	
	大 学 卒	219	52.0	673,972	3,243	670,729	
	短 大 卒	14	53.0	653,363	5,440	647,923	
関 係	高 校 卒	25	53.0	655,642	548	655,094	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 次 長	176	50.3	594,418	19,670	574,748	
	大 学 卒	154	50.4	603,178	17,831	585,347	
職 種	短 大 卒	4	50.1	577,774	30,646	547,128	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	高 校 卒	18	49.2	514,097	34,566	479,531	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長	515	48.9	598,584	3,508	595,076	
種	大 学 卒	445	48.7	600,786	3,255	597,531	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	短 大 卒	19	47.1	568,998	2,031	566,967	
	高 校 卒	51	52.0	583,890	7,159	576,731	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	事 務 課 長 代 理	205	47.0	482,520	28,886	453,634	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大 学 卒	170	46.6	481,769	27,164	454,605	
	短 大 卒	6	44.6	449,317	15,570	433,747	
	高 校 卒	29	50.7	498,208	46,573	451,635	
種	中 学 卒	-	-	-	-	-	○係の長又は係長級専門職
	事 務 係 長	433	46.0	483,976	62,100	421,876	
	大 学 卒	276	45.0	494,389	68,289	426,100	
	短 大 卒	38	44.6	410,551	38,173	372,378	
種	高 校 卒	119	49.1	484,083	54,595	429,488	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 主 任	380	40.3	388,898	47,589	341,309	
	大 学 卒	267	39.0	387,213	45,327	341,886	
種	短 大 卒	55	43.3	389,289	51,884	337,405	○係長のいない事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	高 校 卒	57	44.8	400,087	55,906	344,181	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	事 務 係 員	1,524	38.0	363,391	48,992	314,399	
種	大 学 卒	1,010	36.3	363,625	51,609	312,016	○係長のいない事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	短 大 卒	186	41.6	344,636	38,446	306,190	
	高 校 卒	328	42.8	374,211	45,000	329,211	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成29年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	7	51.8	726,848	0	726,848	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	6	53.4	773,332	0	773,332	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術	技術部長	79	52.3	702,103	923	701,180	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	64	52.3	714,848	231	714,617	
	短大卒	9	53.9	665,716	5,675	660,041	
	高校卒	6	50.4	620,996	1,200	619,796	
技 術 課	技術部次長	19	51.8	625,752	284	625,468	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	17	51.3	621,915	317	621,598	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	56.0	658,500	0	658,500	
技 術 課 長 代 理	技術課長	206	48.7	597,700	1,159	596,541	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	169	48.3	597,476	798	596,678	
	短大卒	13	51.5	579,317	179	579,138	
	高校卒	23	50.5	603,696	4,424	599,272	
技 術 係 長	技術課長代理	166	43.5	504,112	14,481	489,631	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	107	41.1	496,352	7,846	488,506	
	短大卒	6	55.4	526,057	7,232	518,825	
	高校卒	52	51.1	530,038	42,901	487,137	
技 術 係 員	技術係長	173	50.4	491,094	36,728	454,366	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	62	50.3	474,496	18,214	456,282	
	短大卒	21	49.3	463,957	19,669	444,288	
	高校卒	89	50.7	510,473	55,030	455,443	
技 術 主 任	技術主任	169	43.2	435,489	63,741	371,748	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	52	41.9	406,094	32,442	373,652	
	短大卒	23	44.2	386,541	26,367	360,174	
	高校卒	94	43.7	462,521	89,011	373,510	
技 術 係 員	技術係員	634	35.0	420,590	90,911	329,679	
	大学卒	327	32.0	428,004	101,519	326,485	
	短大卒	64	35.0	372,509	62,482	310,027	
	高校卒	242	41.4	414,684	74,481	340,203	
技 術 係 員	1	*	*	*	*		

(3) 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成29年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
事 務 部 長	101	52.5	625,189	3,956	621,233	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	76	52.9	643,366	324		643,042
	短 大 卒	3	53.0	506,843	0		506,843
	高 校 卒	22	51.4	578,895	16,748		562,147
事 務 部 次 長	28	52.2	535,692	0	535,692	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)	
	大 学 卒	18	51.4	566,957	0		566,957
	短 大 卒	2	48.5	447,133	0		447,133
	高 校 卒	8	54.9	484,721	0		484,721
事 務 課 長	182	48.4	476,501	3,460	473,041	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職	
	大 学 卒	127	47.7	485,858	3,118		482,740
	短 大 卒	21	48.6	427,480	1,011		426,469
	高 校 卒	34	50.7	471,472	6,303		465,169
事 務 課 長 代 理	77	47.3	445,907	30,210	415,697	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)	
	大 学 卒	58	47.3	457,084	32,309		424,775
	短 大 卒	6	47.0	414,843	46,496		368,347
	高 校 卒	13	47.3	407,729	11,991		395,738
事 務 係 長	122	46.6	406,632	44,636	361,996	○係の長又は係長級専門職	
	大 学 卒	53	43.1	411,313	50,367		360,946
	短 大 卒	28	47.5	371,520	37,725		333,795
	高 校 卒	41	50.7	423,690	41,791		381,899
事 務 主 任	218	42.0	381,511	39,072	342,439	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)	
	大 学 卒	131	40.3	380,171	40,310		339,861
	短 大 卒	44	44.9	385,710	39,285		346,425
	高 校 卒	42	43.8	381,498	34,739		346,759
事 務 係 員	734	34.9	290,455	30,217	260,238		
	大 学 卒	490	32.1	285,050	28,490		256,560
	短 大 卒	111	38.9	285,884	26,382		259,502
	高 校 卒	133	43.9	317,122	40,704		276,418

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成29年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部長	37	53.8	594,575	552	594,023	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	25	53.7	607,373	616	606,757	
	短大卒	6	55.7	635,626	0	635,626	
	高校卒	6	52.5	513,557	764	512,793	
技 術 課	技術部次長	32	50.3	546,777	575	546,202	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	25	49.4	548,836	733	548,103	
	短大卒	5	53.0	551,078	0	551,078	
	高校卒	2	54.0	516,091	0	516,091	
技 術 課 長 代 理	技術課長	96	47.7	495,529	13,210	482,319	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	54	47.0	499,746	15,665	484,081	
	短大卒	22	48.3	517,597	15,223	502,374	
	高校卒	20	49.1	461,396	4,430	456,966	
技 術 係 長	技術課長代理	27	46.1	418,441	25,039	393,402	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	8	44.6	420,384	28,801	391,583	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	18	46.4	418,870	24,540	394,330	
技 術 係 主 任	技術係長	98	44.0	443,912	82,590	361,322	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	63	42.9	452,282	94,457	357,825	
	短大卒	17	46.8	427,835	67,929	359,906	
	高校卒	18	45.4	428,886	53,117	375,769	
技 術 係 員	技術主任	124	39.6	378,289	60,471	317,818	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	62	37.4	374,903	69,161	305,742	
	短大卒	21	42.8	366,655	44,306	322,349	
	高校卒	41	41.4	389,511	55,741	333,770	
技 術 係 員	技術係員	360	33.2	312,023	57,070	254,953	
	大学卒	239	32.4	319,901	65,244	254,657	
	短大卒	41	37.8	301,539	34,888	266,651	
	高校卒	80	33.4	295,496	45,606	249,890	

(4) 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成29年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務	支 店 長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
技 術	事 務 部 長	7	51.6	611,761	414	611,347	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	2	53.5	693,000	0	693,000	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	5	50.8	579,266	580	578,686	
関 係	事 務 部 次 長	12	47.9	542,150	0	542,150	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	9	48.1	544,867	0	544,867	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	48.5	562,000	0	562,000	
職 種	事 務 課 長	23	45.3	446,555	1,251	445,304	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	14	45.1	456,928	0	456,928	
	短 大 卒	2	42.0	426,500	0	426,500	
	高 校 卒	7	46.9	431,540	4,109	427,431	
種	事 務 課 長 代 理	18	45.8	426,191	13,731	412,460	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	8	42.8	429,393	5,291	424,102	
	短 大 卒	6	47.0	433,249	8,169	425,080	
	高 校 卒	4	50.0	409,200	38,954	370,246	
種	事 務 係 長	44	41.3	372,530	33,043	339,487	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	27	38.1	362,186	20,957	341,229	
	短 大 卒	3	43.3	365,510	21,076	344,434	
	高 校 卒	14	47.0	393,984	58,914	335,070	
種	事 務 主 任	30	37.5	324,959	16,945	308,014	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	21	34.8	319,969	8,560	311,409	
	短 大 卒	5	42.2	339,492	29,030	310,462	
	高 校 卒	4	46.0	332,993	45,857	287,136	
種	事 務 係 員	166	36.7	260,963	17,879	243,084	
	大 学 卒	71	33.5	272,006	21,129	250,877	
	短 大 卒	19	42.6	252,379	16,739	235,640	
	高 校 卒	76	38.0	253,751	15,452	238,299	

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成29年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部	部長	4	53.8	612,375	0	612,375	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	2	56.0	616,250	0	616,250	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	51.5	608,500	0	608,500	
技 術 部 次 長	次長	1	*	*	*	*	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 課	課長	1	*	*	*	*	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 課 長 代 理	代理	-	-	-	-	-	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 係	係長	33	44.7	425,325	67,937	357,388	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	14	44.4	413,558	60,064	353,494	
	短大卒	4	45.5	405,743	52,307	353,436	
	高校卒	15	44.7	440,875	78,992	361,883	
技 術 主 任	主任	19	37.1	340,670	48,149	292,521	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	9	39.1	355,341	46,818	308,523	
	短大卒	5	32.8	338,451	64,338	274,113	
	高校卒	5	37.6	316,483	34,356	282,127	
技 術 係 員	係員	57	37.2	322,358	52,695	269,663	
	大学卒	33	37.0	358,959	71,328	287,631	
	短大卒	11	32.7	276,304	42,392	233,912	
	高校卒	13	41.4	268,414	14,114	254,300	

その2 比較対象外職種
全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成29年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
関 係 職 種 務 種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	外国語の電話交換手及び見習は除く 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く	
	自 家 用 乗 用 手	3	52.3	443,689	120,089		323,600
	守 衛	-	-	-	-		-
	用 務 員	2	48.5	436,800	0		436,800
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	50.9	992,142	0	992,142	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長, 研 究部(課)長, 研究室(係)長を除く)
	研 究 部 (課) 長	18	48.0	618,507	0	618,507	
	研 究 室 (係) 長	7	51.5	722,614	3,520	719,094	
	主 任 研 究 員	42	45.6	539,686	4,690	534,996	
	研 究 員	74	32.0	347,969	1,768	346,201	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	-	-	-	-	-	
	医 科 長	1	*	*	*	*	
	医 師	8	44.4	1,338,651	54,875	1,283,776	
	歯 科 医 師	1	*	*	*	*	
関 係 職 種	薬 局 長	3	40.7	389,605	1,667	387,938	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	22	34.1	316,701	22,997	293,704	
	診 療 放 射 線 技 師	30	37.3	354,168	38,619	315,549	
	臨 床 検 査 技 師	22	39.5	308,225	16,836	291,389	
	栄 養 士	27	34.8	257,519	15,465	242,054	
	理 学 療 法 士	64	33.4	334,679	49,343	285,336	
	作 業 療 法 士	35	34.0	325,430	52,500	272,930	
職 種	総 看 護 師 長	3	49.3	645,149	0	645,149	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師 長	44	44.3	428,715	46,808	381,907	
	看 護 師	179	37.0	358,840	68,723	290,117	
	准 看 護 師	56	43.7	332,240	49,243	282,997	
教 育 関 係 職 種	大 学 長 ・ 副 学 長 ・ 長	11	63.4	847,744	0	847,744	
	学 部 長	80	56.5	688,531	0	688,531	
	教 授	63	47.5	581,246	0	581,246	
	准 教 授	33	42.5	521,571	0	521,571	
	講 師	16	44.5	528,328	0	528,328	
	助 教	1	*	*	*	*	
	高 校 教 頭	7	56.4	649,389	0	649,389	
校 教 諭	67	44.6	497,249	12,394	484,855		
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	-	-	-	-	-	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	-	-	-	-	-	
甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-	-		

第12表 民間における学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

		大学卒	短大・高専卒	高校卒
全規模	計	199,484	179,088	164,449
	500人以上	203,151	180,554	165,577
	100人以上 500人未満	196,304	175,670	162,452
	50人以上 100人未満	193,474	182,192	166,347

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、神戸市内の事業所について平均したものである。

2 職員の場合、現行の地域手当を含む初任給月額は、大学卒 204,512円、短大卒 180,656円、高校卒 168,336円である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				計	42.2	40.1	
大学卒	500人以上	40.4	43.0	57.0	0.0	59.6	
	100人以上 500人未満	51.4	33.2	66.8	0.0	48.6	
	50人以上 100人未満	14.0	100.0	0.0	0.0	86.0	
	計	19.7	29.5	70.5	0.0	80.3	
高校卒	500人以上	23.7	29.4	70.6	0.0	76.3	
	100人以上 500人未満	17.4	31.5	68.5	0.0	82.6	
	50人以上 100人未満	4.7	0.0	100.0	0.0	95.3	

(注) 初任給の改定状況の「増額」「据置き」「減額」はそれぞれ、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	項目 企業規模	昇給制度あり			昇給制度なし	
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員	計	91.4	44.9	78.0	49.8	8.6
	500人以上	87.3	38.0	79.1	46.4	12.7
	100人以上 500人未満	100.0	58.4	77.0	57.6	0.0
	50人以上 100人未満	81.5	30.5	76.8	39.8	18.5
課長級	計	82.4	34.9	70.6	44.8	17.6
	500人以上	77.6	26.1	68.8	40.6	22.4
	100人以上 500人未満	91.5	48.1	73.7	53.0	8.5
	50人以上 100人未満	72.2	25.9	67.6	35.1	27.8

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第15表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目 企業規模	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベア慣行なし
		計	29.2	13.1	0.0
係員	500人以上	29.9	20.4	0.0	49.7
	100人以上 500人未満	34.5	7.0	0.0	58.5
	50人以上 100人未満	10.2	5.1	0.0	84.7
	計	24.2	13.3	0.0	62.5
課長級	500人以上	22.1	20.9	0.0	57.0
	100人以上 500人未満	32.7	7.0	0.0	60.3
	50人以上 100人未満	5.1	5.1	0.0	89.8

第16表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

(単位:円)

扶養家族の構成	支給月額	
	平成29年度	平成28年度
配偶者	14,058	14,682
配偶者と子1人	20,023	20,142
配偶者と子2人	25,656	25,325

(注) 1 民間の支給月額は、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象として算出

2 家族手当を支給する民間の事業所の割合は、調査を実施した全事業所の76.6%であった。

3 職員の場合、扶養手当の現行支給額は、配偶者については13,000円、子については1人につき7,500円、父母等については1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における住居（住宅）手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合	
	平成29年度	平成28年度
支給	53.7	64.3
借家・借間居住者に支給	100.0	94.6
自宅居住者に支給	80.0	76.6
社宅居住者に支給	11.4	11.5
非支給	46.3	35.7
住居手当の1人当たりの平均支給額	7,559 円	7,827 円

(注) 1 住居の区分毎の手当を支給する事業所割合は、住居手当を支給する事業所を対象として算出

2 職員の場合、住居手当の1人当たりの平均支給額は6,102円である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

項目	係員		課長級		部長級		
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	
企業規模							
計	51.1	48.9	43.1	56.9	44.9	55.1	
全規模	500人以上	55.0	45.0	41.4	58.6	43.3	56.7
	100人以上 500人未満	53.2	46.8	48.1	51.9	49.4	50.6
	50人以上 100人未満	28.1	71.9	28.2	71.8	28.2	71.8

第3部 労働経済指標

第19表 労働経済指標

年月	項目	①	②	③		④		⑤				⑥		
		実質国内総生産	常用雇用指数	有効求人倍率		完全失業率		きまって支給する給与 (調査産業計)				所定内給与 (調査産業計)		
		全国	(調査産業計) (全国)	全国	兵庫県	全国	兵庫県	全国		兵庫県		全国		
		前年度比 ・前期比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	季節 調整値	季節 調整値	季節 調整値	モデル 推計値	指数 (H27=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	指数 (H27=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	指数 (H27=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	前年比 ・前年同 月比 (%)
平成27年度		1.3	1.1	※1.23	※1.01	3.3	*3.8	100.2	0.5	*100.0	0.0	100.2	0.6	0.7
平成28年度		1.3	0.9	※1.39	※1.17	3.0	*3.4	100.5	0.3	*101.4	1.4	100.6	0.4	0.2
平成28年 4月			0.8	1.33	1.11	3.2		101.9	0.5	102.1	1.0	99.4	0.4	0.4
5月	0.3		0.8	1.35	1.13	3.2	3.7	99.7	0.3	101.2	2.2	100.0	0.1	0.1
6月			0.9	1.36	1.14	3.1		100.6	0.0	100.9	0.6	101.5	0.1	0.0
7月			0.8	1.37	1.15	3.0		100.6	0.3	101.6	1.5	100.8	0.4	0.2
8月	0.3		0.9	1.37	1.14	3.1	3.4	99.9	0.3	101.1	1.0	100.3	0.5	0.4
9月			1.0	1.38	1.15	3.0		100.2	0.3	101.6	1.2	100.6	0.5	0.3
10月			0.9	1.40	1.17	3.0		100.9	0.4	101.3	1.0	100.8	0.5	0.2
11月	0.4		1.0	1.41	1.18	3.1	3.0	100.8	0.6	102.6	2.0	100.6	0.7	0.4
12月			1.0	1.43	1.20	3.1		100.8	0.5	102.3	1.7	100.5	0.6	0.6
平成29年 1月			1.1	1.43	1.20	3.0		99.8	0.4	101.3	1.4	100.0	0.6	0.3
2月	0.4		1.1	1.43	1.22	2.8	3.0	100.3	0.3	100.8	0.3	100.3	0.3	0.2
3月			1.1	1.45	1.23	2.8		101.0	△ 0.2	102.7	0.6	101.0	0.0	△ 0.1
4月			1.6	1.48	1.26	2.8		102.2	0.3	103.8	1.7	102.1	0.6	0.3
5月	1.0		1.8	1.49	1.27	3.1	3.0	100.2	0.5	102.0	0.8	100.5	0.7	0.4
6月			1.5	1.51	1.30	2.8		101.0	0.4	102.3	1.4	101.5	0.7	0.4
資料出所	内閣府	厚生労働省			総務省・兵庫県		厚生労働省・兵庫県							

(注) 1 ①は平成23年基準, ②, ⑤, ⑥, ⑩, ⑪は平成27年基準(ただし, ⑨, ⑩, ⑪の平成27年度は平成22年度基準)である。

(注) 2 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。

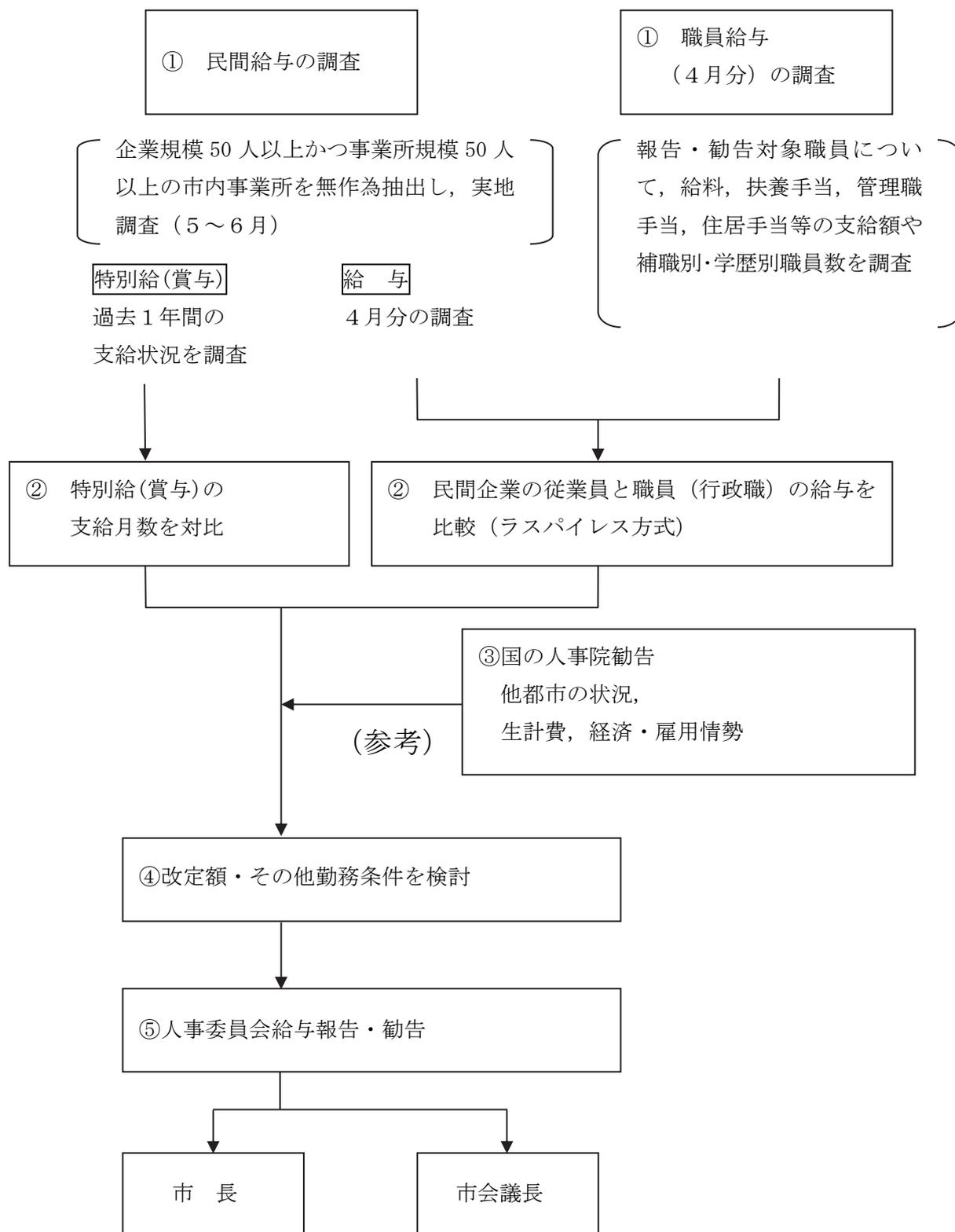
(注) 3 ③の値のうち, ※の付された数値は, 実数である。

(注) 4 ④の兵庫県の数値は, 労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値である。

⑥ 所定内給与 (調査産業計)		⑦ 総実労働 時間数	⑧ 所定外労働 時間数	⑨ 消費支出 (名目)						⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
兵庫 県		(調査 産業計) (全国)	(調査 産業計) (全国)	全 国				神 戸 市		全 国	神 戸 市	全 国
調査産業計				二人以上の世帯	二人以上の世帯の うち勤労者世帯		二人以上 の世帯	うち勤労 者世帯				
指数 (H27=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	(千円)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)
*100.0	0.3	148.9	12.8	*288.3	*△1.2	*315.4	*△1.0	*264.0	*279.1	0.2	0.6	△3.2
*101.6	1.6	148.3	12.7	*283.4	*△1.7	*310.4	*△1.6	*265.0	*297.6	△0.1	0.0	△2.3
102.1	1.0	153.8	13.3	299.1	△0.7	337.3	1.3	287.3	368.3	△0.3	0.3	△4.4
101.5	2.4	142.7	12.2	283.3	△1.4	308.0	△2.9	261.9	304.6	△0.5	0.1	△4.6
101.5	0.9	154.0	12.5	262.7	△2.4	277.5	△5.4	222.7	255.1	△0.4	0.1	△4.5
102.0	1.5	151.5	12.5	279.6	△0.9	303.9	△3.7	241.7	284.3	△0.4	0.2	△4.2
101.5	0.9	145.0	11.9	277.1	△5.4	302.0	△4.9	259.4	317.7	△0.5	△0.1	△3.8
101.9	1.3	148.8	12.5	268.3	△2.7	297.3	△0.7	251.5	302.9	△0.5	△0.3	△3.3
101.3	1.0	148.3	12.8	283.2	△0.2	306.6	△1.2	285.6	363.5	0.1	0.2	△2.7
102.5	2.1	150.5	13.1	272.1	△0.9	295.3	0.1	272.9	253.3	0.5	0.4	△2.3
101.8	1.6	148.0	13.1	319.8	0.2	350.3	3.0	331.1	307.2	0.3	0.2	△1.2
101.4	1.4	139.2	12.3	280.0	△0.7	307.3	△1.8	262.1	290.7	0.4	0.1	0.5
100.9	0.3	146.7	12.7	261.3	△3.6	298.2	0.0	214.4	215.7	0.3	△0.3	1.1
102.7	0.6	150.3	13.1	298.7	△1.1	337.4	0.6	263.8	269.6	0.2	△0.2	1.4
103.5	1.4	153.1	13.2	295.3	△1.2	330.4	△2.1	252.0	283.7	0.4	△0.2	2.1
102.3	0.8	144.7	12.3	283.3	0.0	314.1	2.0	261.7	261.3	0.4	△0.3	2.1
102.7	1.2	154.2	12.3	268.4	2.2	295.7	6.6	209.9	217.3	0.4	0.1	2.2
兵 庫 県		厚生労働省		総 務 省 ・ 兵 庫 県								日本銀行

(注) 5 ④, ⑤, ⑥, ⑨の平成27年度, 28年度の欄のうち, *の付された数値は, それぞれ平成27暦年, 平成28暦年の数値である。

<参考> 給与報告・勧告の手順



民間給与との比較方法〈ラスパイレス方式〉

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を比較する際には、本市職員にあつては行政職（事務・技術職）、民間企業の従業員にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種に該当する者の4月分の給与月額を用いている。

民間企業の従業員の給与月額については、給与改定の有無やベースアップの中止、ベースダウン、定期昇給の停止、賃金カットなどの給与抑制措置の実施状況のいかんにかかわらず、調査で得られた全てのデータを用いており、これを責任の度合（役職）、年齢、学歴別に区分して、本市職員の人員構成に置き換えた形で算出している。

（なお、対応関係については、55 ページ第 10 表を参照）

この方法（ラスパイレス方式）は、給与水準を比較する際の基礎的な条件（役職別、年齢別及び学歴別の人員構成等）を統一させて比較するものであり、条件の相違を一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より精確に給与水準の実態を反映したものとなっていることから、現在では全国統一の手法として広く定着しているところである。

なお、新規採用者については別途調査を行っているので、双方とも本年4月の新規採用者を除いて比較している。